

日本の税・保険料負担による再分配構造の包括的分析

A Comprehensive Analysis of the Redistribution Structure of Taxes and Social Security Contributions in Japan

原 英史，黒澤 善行，五島 知佳
株式会社政策工房

Working Paper Series Vol. 2025-13
2025年6月

The view expressed in this publication are those of the author(s) and do not necessarily reflect those of the Institute.

No part of this article may be used or reproduced in any manner whatsoever without written permission except in the case of brief quotations embodied in articles and reviews. For information, please write to the Institute.

Asian Growth Research Institute

日本の税・保険料負担による再分配構造の包括的分析

¹A Comprehensive Analysis of the Redistribution Structure of Taxes and Social Security Contributions in Japan

原英史（株式会社政策工房） Eiji Hara, Public Policy Planning & Consulting, Co.
黒澤善行（株式会社政策工房） Yoshiyuki Kurosawa, Public Policy Planning & Consulting, Co.
五島知佳（株式会社政策工房） Chika Goto, Public Policy Planning & Consulting, Co.

要旨

本稿は、日本の税・保険料負担による再分配構造の問題点を包括的に分析し、解決策を提示する。

まず、格差に係る国際比較に基づき、日本の「政府の所得再分配が弱い」こと、とりわけ「負担（税・社会保険料）による再分配機能が弱い」ことを示す。次に、再分配機能の脆弱性をもたらす、日本の負担構造の特徴として、1)「所得税が低く、社会保険料が高い」こと、2)「所得税につき中所得層の負担が極めて軽い」ことを示す。さらに、特異な負担構造の生じた要因、そのもたらす弊害を分析し、解決策を提示している。

Abstract

This paper provides a comprehensive analysis of Japan's tax and social insurance redistribution systems, offering solutions to the identified problems. Firstly, it illustrates that the Japanese government's function of redistributing income through taxes and social insurance premiums is weak, especially when compared to other countries regarding income disparities. The paper identifies specific characteristics of Japan's burden structure that contribute to this weakness: 1) low income-tax rates coupled with high social insurance premiums, and 2) an extremely light tax burden on the middle-income group. Additionally, it examines the factors that lead to this unique burden structure and its drawbacks, ultimately proposing potential solutions.

JEL codes: H23; H24; H53; H55; D31; I38

Keywords: 所得税、社会保険料、所得再分配、格差、減税

¹ 本稿の作成に当たって、アジア成長研究所の八田達夫教授から数多くのコメントをいただいた。本稿は、八田教授の2024年の提言を基礎として、さらにデータ整理・分析を行ったものである。また、昭和女子大学の八代尚宏教授をはじめ、制度・規制改革学会のメンバーから貴重なコメントを賜った。さらに、アジア成長研究所リサーチアソシエイトの保科寛樹氏からもご協力をいただいた。これらの方々に深く感謝したい。

はじめに

近時、「所得減税」が政策の一大争点となった。推進派は「減税で経済が成長する」と唱え、反対派は「財源はどうするのか」と異を唱える。しかし、ここで欠けているのは、「所得税の有する所得再分配機能」をどう考えるかだ。所得再分配は、国家の果たすべき最重要機能の一つのはずだ。

たとえば、昨今の論争は、国家という装置の重要部品（所得税）について、部品の機能のことはすっかり忘れ、「この部品を外せばもっと軽量化できる」とか「外したスペースをどう埋めて外見を保つか」といった議論をしているようなものである。危険極まりない。結論を先取りすれば、本稿の分析結果によると、日本の現状では、「所得減税」は、財源があろうがなかろうが、行うべきではない。国家運営にとって不可欠な機能を毀損するからだ。

本稿では、日本の税・保険料負担による再分配構造の問題点を包括的に分析し、解決策を提示する。

節Ⅰでは、格差に係る国際比較に基づき、日本の「政府の所得再分配が弱い」こと、とりわけ「負担（税・社会保険料）による再分配機能が弱い」ことを示す。

節Ⅱでは、日本の負担構造の特徴として、1)「所得税が低く、社会保険料が高い」こと、2)「所得税につき中所得層の負担が極めて軽い」ことを示す。これらが再分配機能を脆弱にしている。

節Ⅲでは特異な負担構造が生じた要因を示し、節Ⅳでは特異な負担構造の弊害を整理する。

最後に、節Ⅴで解決策を提示する。

本稿は主に負担構造の問題を対象とするが、再分配のもう一つの要素である社会保障給付についても補論で簡単に論ずる。

さらに付論1（日本の給与所得者の税・社会保険料）、付論2（日本の年金所得者の税・社会保険料）、付論3（主要国の所得税・社会保険料）で、日本と主要国の所得税・社会保険料などの制度概略、収入に応じた税額算出方法の一覧を示す。これらは、本稿でデータ分析を行う上で用いた基礎資料である。

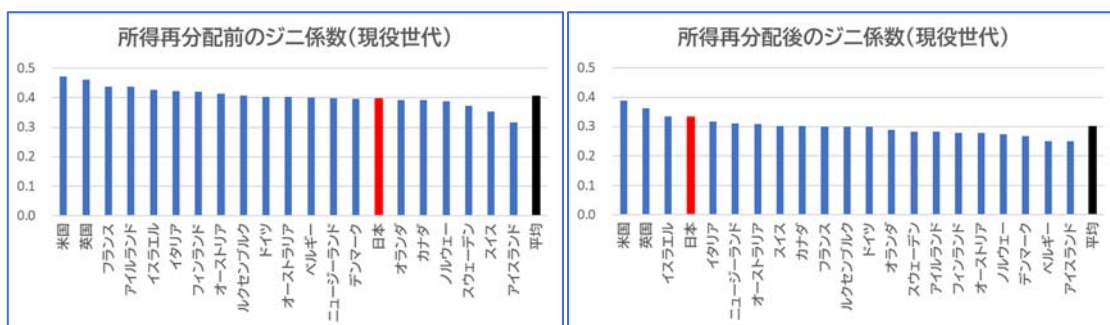
I 日本の格差の現状

日本は、かつては「一億総中流社会」とも称され、平等性の高い国だった。しかし、近年は格差が拡大し、要因として、政府の所得再分配の弱さが指摘されている²。一方、厚生労働省は、「社会保障を中心とした所得再分配」は十分機能していると自己評価する³。本節では、最新データに基づく国際比較により、現状を確認する。

1、所得格差の状況 ～所得再分配後の格差が大きい

まず、先進 21 か国⁴の「所得再分配前」と「所得再分配後」のジニ係数を⁵、現役世代・高齢者・全世代につき比較すると⁶、図のようになる。

図 1



² 例えば、橘木（2006）、八代（2013）、岩田（2021）、八田（2024）はいずれも、国際比較に基づき、日本の格差は大きいこと、政府の所得再分配機能に課題があることを指摘する。

³ 厚生労働省（2022）は、日本の時系列の推移（2005 年から 2021 年）に基づき、所得再分配前の格差は拡大しているが、所得再分配後の格差はほぼ横ばいであり、社会保障を中心とした所得再分配が機能しているものと評価している。

⁴ 本稿では、一人当たり GDP（世銀の 2022 年データに基づく）が日本と同等以上の OECD 加盟国を「先進 21 か国」として比較対象とする。

⁵ OECD Income Distribution Database に基づき、

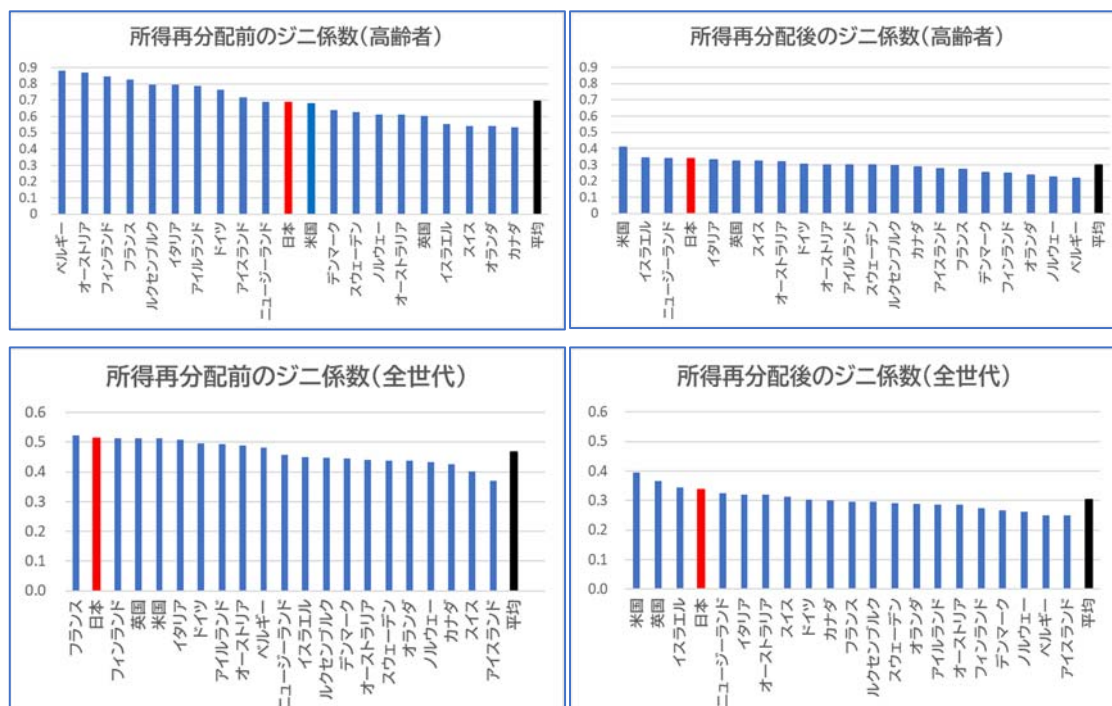
- ・「所得再分配前」は負担（税・社会保険料）及び社会保障給付前の「市場所得」、
- ・「所得再分配後」は負担及び社会保障給付後の「可処分所得」、

に基づくジニ係数をとっている。

なお、ジニ係数の値は、最も不平等な時に 1、平等な時に 0 となる

⁶ OECD の分析資料では、格差の国際比較に際し、「現役世代」（18～65 歳）のデータに代表させることが一般的である（例えば、Causa ほか(2018)など）。これは、「全世代」のデータは高齢者の比率に大きく影響される（特に所得再分配前は、年金収入のみの高齢者は市場所得ゼロと扱われるので、自ずと大きくなる）ためである。

これに対し本稿では、政府の再分配機能に係る課題を抽出するため、「現役世代」「高齢者」「全世代」をすべて示している。



(出所) OECD Income Distribution Database、2022 年データ、未公表の国は最新年のデータに基づく。

以上より（表も参照）、

- ・日本は「所得再分配後」の格差が大きい。現役世代・高齢者・全世代のいずれでみても、米国・イスラエルなどに次いで「格差の大きい国」である。
- ・他方、「所得再分配前」の格差は、現役世代・高齢者の世代内では「平均程度」である。なお、全世代では格差が大きい、これは、高齢人口（年金収入のみの場合は所得ゼロになり、相対的に格差が大きい）の比率が他国より高いためである。
- ・「所得再分配後」に「格差の大きい国」になるのは、特に世代内の格差に関して、他国に比し所得再分配が十分になされていないことを意味する。

日本政府の所得再分配は、厚生労働省の自己評価に反し、十分に機能しているとは言えない。

	所得格差	
	再分配前	再分配後
現役世代	平均程度 (98%)	大きい (110%)
高齢者	平均程度 (99%)	大きい (113%)
全世代	大きい (110%)	大きい (111%)

(注) カッコ内は先進国平均比。5%以内の差は「平均程度」としている。

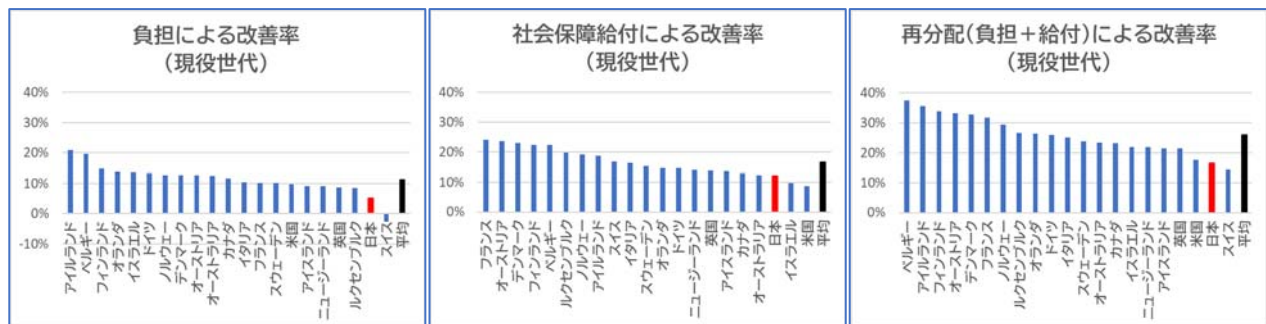
2. 所得再分配の状況 ～「負担による再分配」が特に弱い

次に、先進 21 か国の「所得再分配」機能につき、「負担」（税・社会保険料）と「社会保障給付」に分

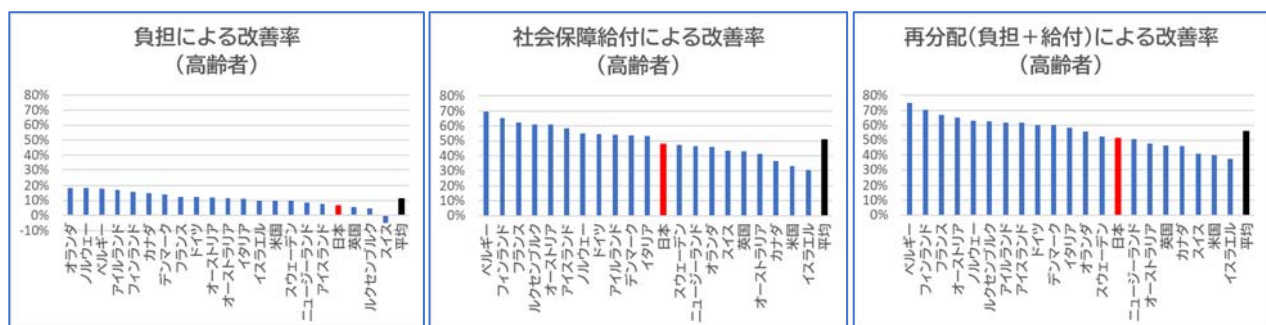
け、現役世代・高齢者・全世代につき比較すると、図のようになる⁷⁸。

図2

1) 現役世代



2) 高齢者



3) 全世代



(出所) OECD Income Distribution Database、2022 年データ、未公表の国は最新年のデータに基づく。

⁷ 「所得再分配」の分解は、

1) 「税」と「社会保障」(社会保障給付－社会保険料)に分けるもの(厚生労働省『所得再分配調査』など)、

2) 「負担」(税＋社会保険料)と「社会保障給付」に分けるもの(Causa ほか(2018)など)、

がある。本稿は、負担構造の分析を目的とするため、後者を採用する。

⁸ 図における改善率は、OECD Income Distribution Database に基づき、

- ・「再分配(負担＋給付)による改善率」: 「市場所得」に基づくジニ係数から、「可処分所得」に基づくジニ係数への改善率、

- ・「社会保障給付による改善率」: 「市場所得」に基づくジニ係数から、市場所得に社会保障給付を加えた「グロス所得」に基づくジニ係数への改善率、

- ・「負担による改善率」: 「グロス所得」に基づくジニ係数から、グロス所得から税・社会保険料を差し引いた「可処分所得」に基づくジニ係数への改善率、

として算出している。

まず、図を簡単に整理すると、次の表のとおり、

- ・「負担による再分配機能」は、極めて弱い。
- ・「社会保障給付による再分配機能」は、全世代では強いが、現役世代・高齢者の世代内では弱い。
- ・両者を合わせた「再分配機能」は、全世代では平均程度だが、現役世代・高齢者の世代内では弱い。

	所得格差		再分配機能		
	再分配前	再分配後	負担	社会保障給付	全体
現役世代	平均程度 (98%)	大きい (110%)	極めて弱い (46%)	弱い (73%)	極めて弱い (64%)
高齢者	平均程度 (99%)	大きい (113%)	極めて弱い (58%)	やや弱い (94%)	やや弱い (91%)
全世代	大きい (110%)	大きい (111%)	極めて弱い (58%)	強い (112%)	平均程度 (98%)

(注) カッコ内は先進国平均比。5%以内の差は「平均程度」、5～10%の差は「やや」、1.5 倍を超える差は「極めて」としている。

ここから、日本政府の所得再分配につき、以下の問題が浮かび上がる。

- ・現役世代から高齢者への所得移転は相応になされている（このため、全世代での再分配機能は平均程度になる）が、
- ・「負担能力の低い現役世代」は、極めて過大な負担を課され、不十分な社会保障給付しか受けていない。
- ・「負担能力の高い現役世代」は、極めて過少な負担しか課されていない。
- ・「負担能力の低い高齢者」は、不十分な社会保障給付しか受けていない⁹。
- ・「負担能力の高い高齢者」は、極めて過少な負担しか課されず、過大な社会保障給付を受けている。

	負担能力の低い層	負担能力の高い層
全世代	(現役世代から高齢者への所得移転は相応になされている)	
現役世代	・ 極めて過大な負担	・ 極めて過少な負担
	・ 不十分な社会保障給付	—
高齢者	—	・ 極めて過少な負担
	・ 不十分な社会保障給付	・ 過大な社会保障給付

3、解決すべき課題

以上のとおり、日本は「格差の大きい国」だ。重大な要因は、「政府の所得再分配が弱い」、とりわけ

⁹ 「負担能力の低い高齢者」につき、過大な負担が課されていると捉える余地もあるが、あとで節IVの図 12 で示すように、少なくとも所得課税・社会保険料に関しては、負担は大きくない。

「負担による再分配機能が弱い」ことだ。

もちろん、かつての一億総中流社会から「格差の大きい国」に転じた要因はそれだけではない。1) デフレ下における雇用状況悪化(非正規の増大など)、2) 高齢化の進行により、再分配前の格差が拡大したことも大きかった¹⁰。

このうち、1) はデフレ脱却により解消に向かいつつある。しかし、この 30 年ほどの間にすでに生じてしまった格差(例えば就職氷河期世代などの問題)は、今後数十年単位で残される。また、2) は今後も進行を続ける。

そうした中、「政府の所得再分配機能が弱い」ままでは、日本はますます「格差の大きい国」になってしまう。そこで、本稿では、とりわけ深刻な「負担による再分配機能」の弱さを分析し、解決策を提示する¹¹。

¹⁰ 岩田(2021)など。

¹¹ 他方で、欧州と比べた日本の社会保障では水平的な所得再分配機能の社会保険の比重が大きく、最低生活保障等の機能を担う福祉の比重が小さいことが、全体としての所得再分配機能を弱めているとの指摘もある(八代 2013)。

II 日本の負担構造の特徴

本節では、日本の「負担による再分配機能」の弱さの要因となる、負担構造の2つの特徴を示す。

1、負担構成 ～所得税が低く、社会保険料が高い

第一に、負担構成に関する特徴として、「所得税が低く、社会保険料が高い」（特に依存度）ことを示す。

日本の税・社会保険料に関して、「消費税が欧州諸国と比して低い」や「法人税が高い」との指摘はよくなされるが、上記の点は少なくともそれらと同等以上に顕著な特徴だ。

まず、G7 各国などの主要国につき、一般政府（中央政府・地方政府を含む）の税・社会保険料収入を「所得税」、「法人税」、「財・物品税」、「資産税」、「社会保険料」の5つに大別し¹²、

- ・それぞれの収入が GDP に占める比率、すなわち経済全体における「負担率」、
 - ・それぞれの収入が税・社会保険料収入全体¹³に占める比率、すなわち収入に占める「依存度」、
- を比較すると図のようになる。

なお、デンマークとニュージーランドは、日本とは全く異なる負担構造の代表例としてあげている。

¹² それぞれ、OECD の定義に沿って、

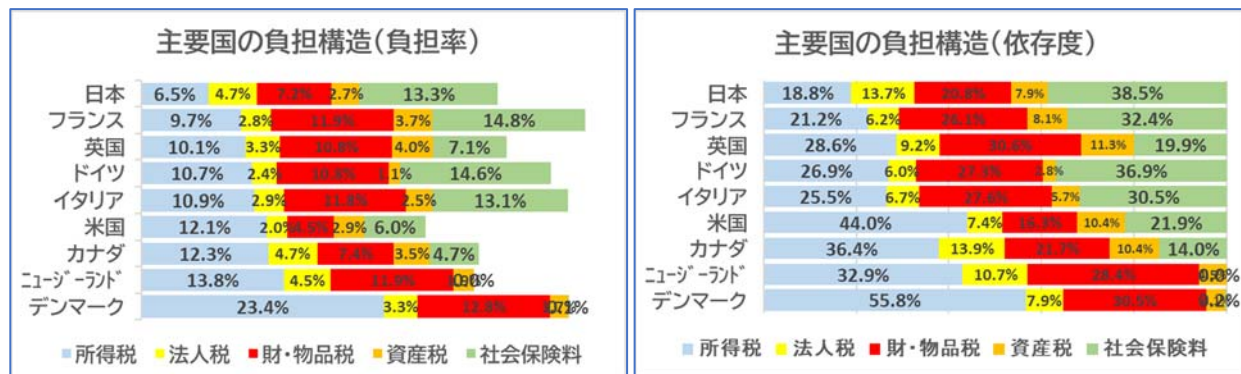
- ・「所得税」： 個人の所得・収益・キャピタルゲインに課せられる税を指す。日本では所得税・住民税等が当てはまる。
- ・「法人税」： 法人の所得・収益・キャピタルゲインに課せられる税を指す。
- ・「財・サービス税」： 財・サービスの消費・利用などに対して課せられる税を指す。消費税・関税などが当てはまる。
- ・「資産税」： 資産に課せられる税を指す。固定資産税・相続税などが当てはまる。
- ・「社会保険料」： 社会保障の給付の条件となる負担を指し、本人負担・事業主負担の双方を含む。

なお、OECD の分類では、これらのほかに「給与税」（給与や雇用に応じて事業主に課される税）があるが、導入国が限られ（フランス、スウェーデンなど一部の国のみ）、本節での議論とは関わらないため、ここでは省いている（このため、「依存度」につき、フランスの数値合計は 100% になっていない）。

また、一般の呼称と OECD の分類は必ずしも合致しない。例えば、米国の社会保障税は、税と一緒に徴収されることから一般に「税」と呼ばれ、また、給与に課されることを捉えて「給与税」と呼ばれることもあるが、OECD の分類上は、社会保障給付の条件となっているので「社会保険料」になる。日本の国民健康保険料も、自治体により「国民健康保険税」と呼ばれることもあるが、やはり「社会保険料」だ。

¹³ OECD Global Revenue Statistics では、社会保険料収入も含めて「税収入総計（total tax revenue）」と表記しているが、ここでは、混乱を避けるため「税・社会保険料収入」と呼ぶ。

図 3



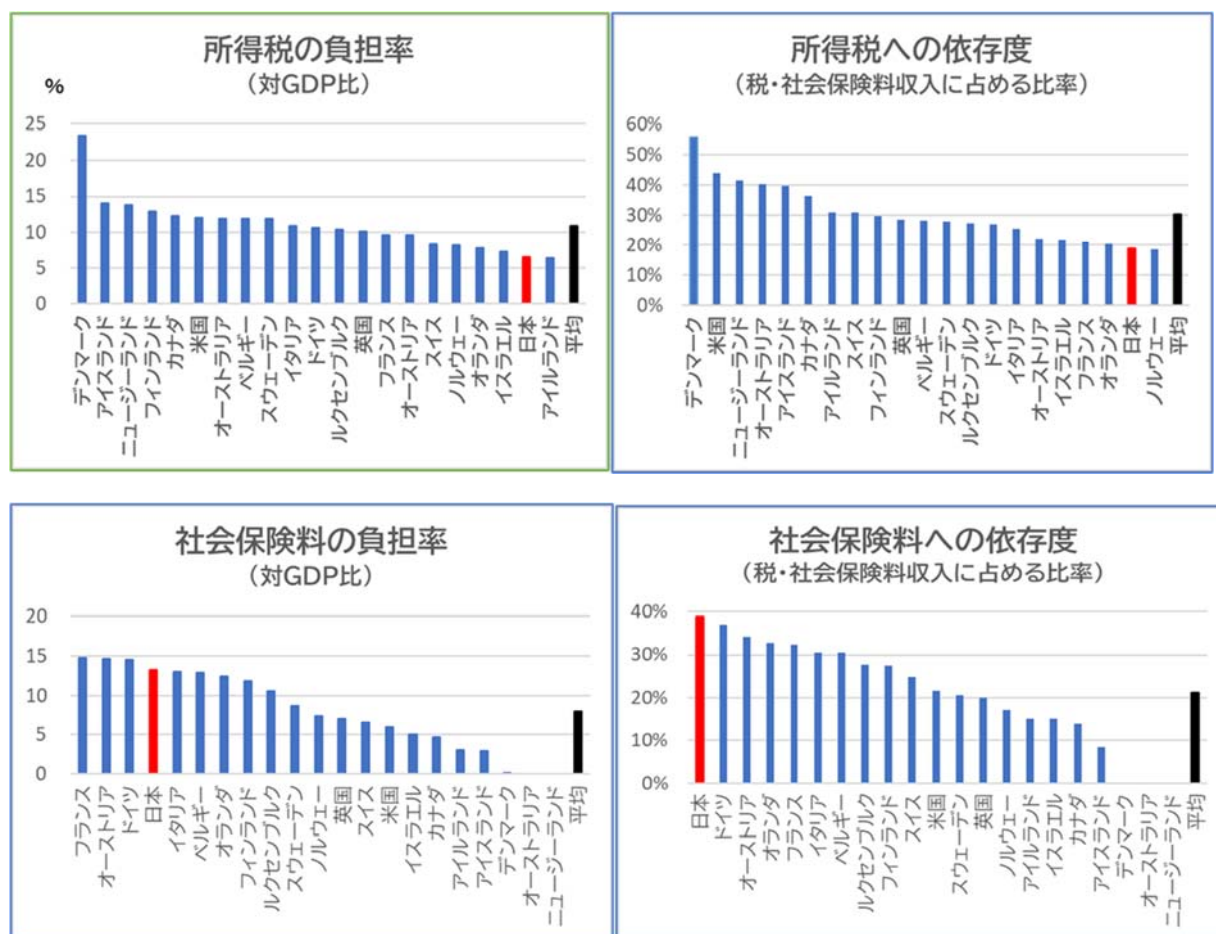
(出所) OECD Global Revenue Statistics、2022 年データ。

図から明らかなように、

- ・日本の所得税は、「負担率」「依存度」いずれも、特異に低い。
- ・社会保険料は、「負担率」では、伝統的に社会保険料の高い国だったドイツやフランスとさして変わらない水準であり、「依存度」ではこれらの国をも上回る。

次に、先進 21 か国につき、所得税と社会保険料の「負担率」「依存度」を比較する。図のとおり、やはり日本は「所得税が低く、社会保険料が高い」ことが示される。

図 4



(出所) OECD Global Revenue Statistics、2022 年データ。

所得税は累進的であり、社会保険料は逆進性がある。他国と比し「所得税が低く、社会保険料が高い」負担構成のもとで、再分配機能が弱いのは当然だ。

2. 所得税の負担構造 ～中所得層の負担が極端に軽い

第二に、所得税の負担構造に関する特徴として、

- ・中所得層（特に平均収入の 2/3 から 3 倍程度）の税負担が極端に軽く、
 - ・一方、低所得層（平均収入の半分未満）と超高所得層（平均収入の 15 倍以上）の税負担は重い、
- ことを示す。

表は、日本・米国・英国・ドイツ・フランスの所得税につき、収入水準に応じて（それぞれの国の平均賃金の 10 分の 1 から 20 倍まで）、給与所得者の実効税率を概算したものだ¹⁴。また、図でこれをグラフにしている。なお、各国における所得税の制度、税額の算出方法は付論で示している。

表と図から明らかなように、日本の所得税は、いずれの国と比べても上記の特徴が概ね認められる。

< 主要国における所得税の実効税率（給与所得者） >

赤字：日本より 1.5 倍以上高い、青字：日本より高い

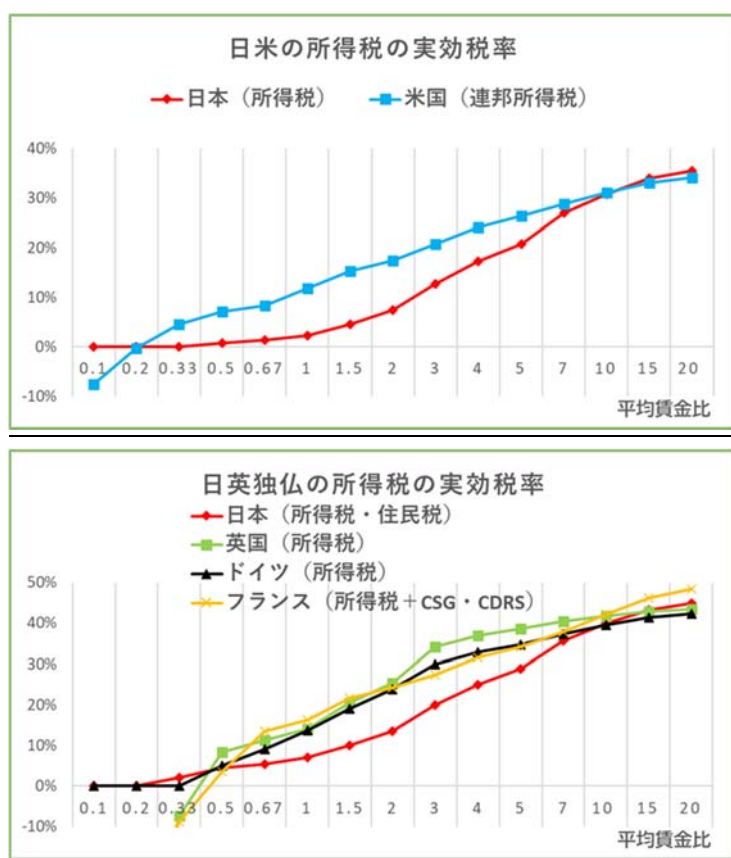
平均賃金比		0.1	0.2	0.33	0.5	0.67	1	1.5	2	3	4	5	7	10	15	20
日本	所得税	0%	0%	0%	1%	1%	2%	4%	7%	13%	17%	21%	27%	31%	34%	35%
	所得税・住民税	0%	0%	2%	4%	5%	7%	10%	14%	20%	25%	29%	36%	40%	43%	45%
米	連邦所得税	-8%	0%	4%	7%	8%	12%	15%	17%	21%	24%	26%	29%	31%	33%	34%
英	所得税	-110%	-51%	-7%	8%	11%	14%	21%	25%	34%	37%	39%	40%	42%	42%	43%
独	所得税	0%	0%	0%	5%	9%	14%	19%	24%	30%	33%	35%	37%	40%	41%	42%
仏	所得税ほか	-110%	-33%	-9%	4%	14%	16%	22%	24%	27%	32%	34%	38%	42%	46%	49%

※日本は 2025 年の所得税制（改正後）を適用。各国は” OECD Taxing Wages 2025” に基づく。各国の平均賃金は OECD Average annual wages より（2023 年の各国通貨ベースの統計を利用）。

¹⁴ 給与収入のみの給与所得者につき実効税率を概算している。いわゆる「一億円の壁」のような金融所得の比率に関する問題（富裕層は金融所得が多いために実効税率が低下する問題は、日本に限らず、各国に広くある）は、ここでは考慮していない。

※いずれも給与収入のみで扶養者のない者を想定し、一般的な控除のみ適用して理論上の実効税率を概算¹⁵、。

図 5



所得税で「中所得層の負担が極端に軽い」ことは何をもたらすか。

- ・第一に、所得税収は少なくなる。ボリュームゾーン of 納税者の負担が軽いから、当然だ。項 1

¹⁵ 比較対象としている各国の所得税および適用する控除は以下のとおりである。

	対象とする所得税	適用する控除
日本	所得税・住民税	基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除
米国	連邦所得税（ほかに州・市によって所得税が設けられていることがある） →日本の「所得税」と比較	標準控除、勤労税額控除
英国	所得税 →日本の「所得税・住民税」と比較	基礎控除、ユニバーサルクレジット
ドイツ	所得税 →日本の「所得税・住民税」と比較	給与所得控除、社会保険料控除
フランス	所得税、所得を課税ベースとする CSG（一般社会拠出金）・CRDS（社会保障負債返済拠出金） →日本の「所得税・住民税」と比較	給与所得控除、社会保険料控除、低所得者向け税額控除、勤労税額控除

¹⁶ 米国の標準控除、ドイツ・フランスの給与所得控除は、いずれも実額控除と選択可能な概算控除だが、ここでは概算控除を選択したものとして概算している。なお、米国は、伝統的には実額控除を選択する納税者が相当比率を占めたが（80 年代以降、概ね 30～40%程度）、2018 年からのトランプ減税で標準控除の大幅な引上げ（基礎控除と統合）がなされて以降は、約 9 割の納税者が標準控除を選択している（IRS レポート、<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/soi-a-inpre-id2303.pdf>）。

の負担構成において「所得税が低い」ことの要因になっている。

- ・第二に、所得税の累進性が損なわれる。低所得層に重い負担を課し、負担能力のある中所得層の負担を軽くしているためだ。その代わりに超高所得層の負担は重くしているが、対象人数が限られ、しかも「一億円の壁」に代表される課税回避措置の余地も生じるから、実際上は「金持ちに厳しいポーズ」にとどまっている可能性が否めない。

よって、こうした所得税の特徴は、二重に再分配機能を損なうことになる。

Ⅲ なぜ特異な負担構造になったか

本節では、なぜ特異な負担構造になったかを示す。

1、特異な負担構造は平成以降に作られた

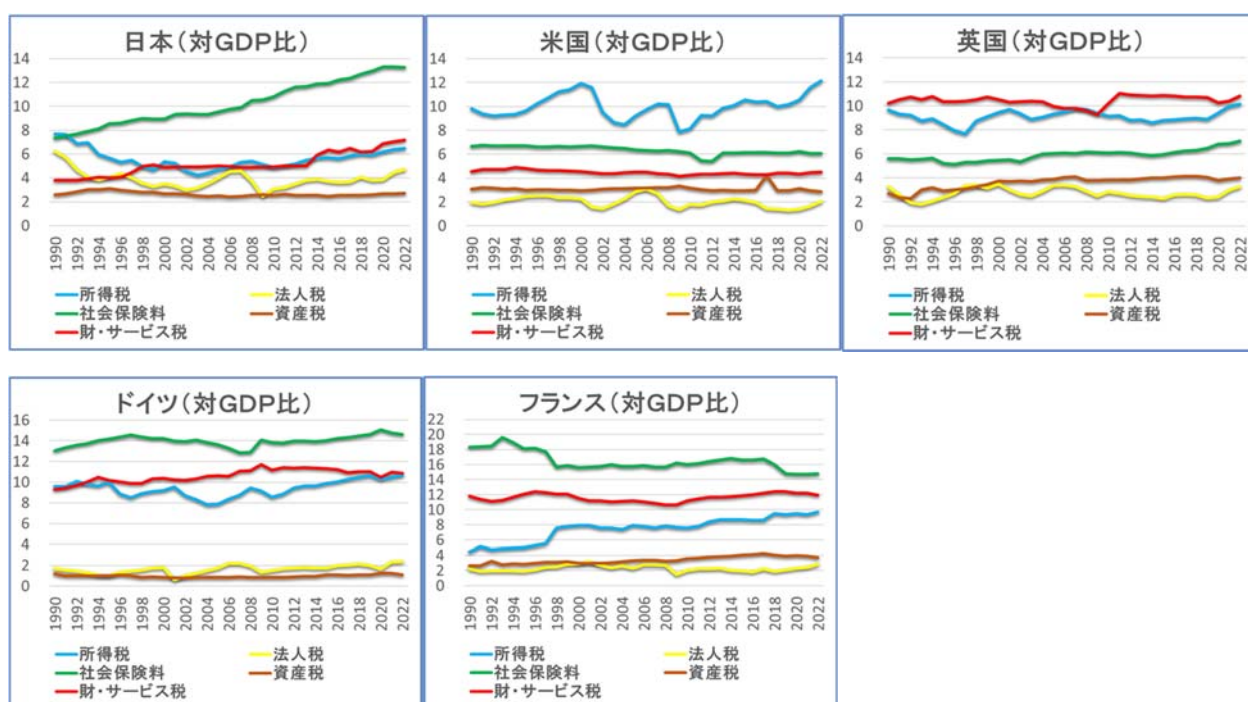
まず、負担構成の推移を概観する。

図では、日本・米国・英国・ドイツ・フランスの 1990 年以降の推移を示している。

- ・日本は、1990 年には、社会保険料の負担率（対 GDP 比）は 7.3%、所得税の負担率は 7.7%だった¹⁷。その後、社会保険料が大きく増大し、2022 年に社会保険料 13.3%、所得税 6.5%となっている。
- ・一方、他国では、こうした逆転は生じていない。社会保険料の負担率は概ね横ばいであり、フランスのように低下した国もある。

「所得税が低く、社会保険料が高い」負担構造は、平成以降の日本の特異な推移によって作られた。

図 6



(出所) OECD Global Revenue Statistics

2、「所得税が低い」はなぜ生じたか ～大きな所得控除

「所得税が低い」はなぜ生じたか。

考えうる要因をいくつか検討してみると、

- ・減税： まず、1990 年以降、所得税収が大きく低下した背景としては、当時景気対策として繰り返された所得減税があった¹⁸。しかし、これらの多くは時限措置であり、今日に至るまで低いことの説明にはならない。

¹⁷ 所得税の負担率は、90 年代に大きく低下した。これは当時、消費税を導入する代わりに所得減税を繰り返し、いわゆる「直間比率の是正」が大方針とされていたことの影響が大きい。

¹⁸ 94 年に特別減税（5.5 兆円）、95 年に特別減税（2 兆円）と制度減税（3.5 兆円、給与所得控除ほか各種

- ・経済： 「経済が低調なので、所得税収が低下した」との面もあった。しかし、時系列の説明としては成り立つが、国際比較で負担率（対 GDP 比）が低いことの説明にはならない。
- ・労働分配： 「企業の内部留保が大きく、個人所得が抑えられているから」との主張もあるかもしれない。しかし、労働分配率は、日本は近年やや低めであるものの、他の主要先進国とそこまで大きな差はない。
- ・税率： それでは「所得税の税率が低い」というと、各国の税率表を見比べる限り、日本が特段に低いことはない。

<所得税の限界税率（中央政府）>

日本	所得税	5、10、20、23、33、40、45%
米国	連邦所得税	10、12、22、24、32、35、37%

<所得税の限界税率（中央政府＋地方政府）>

日本	所得税	5、10、20、23、33、40、45%
	住民税	10%
英国	所得税	20、40、45%
ドイツ	所得税	14～24、24～42、42、45%
フランス	所得税	11、30、41、45%（高所得者は追加税率 3、4%あり）
	CSG・CRDS	9.7%

残される可能性は、「課税ベース」の問題である。

以下では、日本の所得税は所得控除が大きいこと（課税ベースの浸食が大きく生じていること）が問題の根源であり、このため、中所得層の負担が極端に軽くなり、所得税収が少なくなっていることを示す。

1) ずれた課税ブラケット

まず、日本の所得税と米国の連邦所得税につき、課税ブラケットを比較してみる。

日米の所得税の課税ブラケットは、いずれも 7 段階で設定され、限界税率は前述のとおり特段大きな差はない。さらに、それぞれの段階の対象となる課税所得をみても、平均賃金比で比較すると概ね同水準で設定されている。

控除の拡大など）、96 年に特別減税（2 兆円）、98 年に特別減税（4 兆円）、99 年から恒久的減税（4 兆円）がなされた。

◇税率表（課税所得ベース）

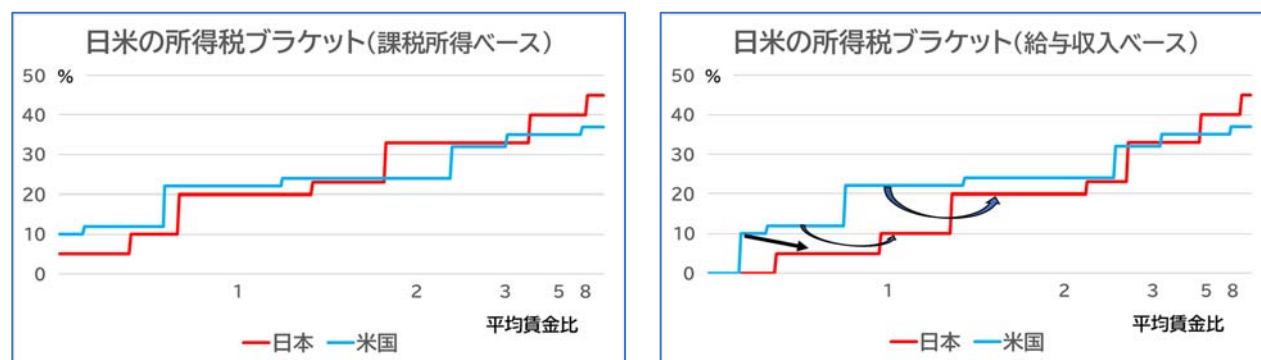
日本（所得税）			米国（連邦所得税）		
限界税率	課税所得 （万円）	平均賃金比	限界税率	課税所得 （ドル）	平均賃金比
5%	0-195	0.00-0.40	10%	0-11,600	0.00-0.14
10%	195-330	0.40-0.67	12%	11,600-47,150	0.14-0.59
20%	330-695	0.67-1.42	22%	47,150-100,525	0.59-1.25
23%	695-900	1.42-1.83	24%	100,525-191,950	1.25-2.40
33%	900-1800	1.83-3.67	32%	191,950-243,725	2.40-3.04
40%	1800-4000	3.67-8.15	35%	243,725-609,350	3.04-7.61
45%	4000-	8.15	37%	609,350-	7.61-

それにもかかわらず、日本の所得税が低くなるのは、収入ベースでの課税ブラケットがずれているためである。図では、課税所得ベースでの課税ブラケットと、給与収入ベースでの課税ブラケットを示している。前者では、日米の課税ブラケットは大差ないが、後者では、特に中所得層を中心に一段階ずれる。

すなわち、

- ・課税所得ベースの税率表では、日米で同じ給与水準の者は概ね同じ段階の税率が適用されそうに見えるが、
- ・実際の給与収入ベースでは、一段階ずれて、例えば、米国の平均水準の給与所得者は第三段階、日本の平均水準の給与所得者は第二段階の税率が適用されている。

図 7



※給与収入ベースの適用税率は、いずれも給与収入のみで扶養者などはなく、米国は標準控除の適用を受けると想定。

2) 日本の所得控除は大きい

課税ブラケットがずれるのは、日本の所得控除が大きいからだ。

昨年来の「103万円の壁」を巡る政策論争では、日本の控除は低いかなのような主張が喧伝された。たしかに課税最低限を比べれば、米国は14,600ドルで、日本より高いようにも見えるが、以下の2点で間違っている。

第一に、悲しいことだが、日米では平均賃金に大きな差がある（日本は490.6万円、米国は80,115ドル）。平均賃金比で比べれば、日本の課税最低限のほうが高い。

第二に、日本の所得控除は、収入が上がると大きく拡大する。基礎控除のほか、給与所得控除と社会保険料が一般的に適用され、これらは収入が上がると増額される仕組みだ。これに対し、米国の標準控除は 14,600 ドルの固定額で、収入が上がっても同額だ。

表は、日米の平均賃金の給与所得者につき、基本的な所得控除、そのもとでの課税所得、税額、実効税率を概算したものだ。日本に関しては、2024 年時点、2025 年時点（基礎控除引上げ等の税制改正後）、参考までに国民民主党案（基礎控除を 75 万円引上げ）が実現した場合も示している。

<日米の平均水準の給与所得者の所得税>

		米国	日本 (2024 年)	日本 (2025 年)	日本 (国民民主案)
給与収入		80,115 ドル	491 万円	491 万円	491 万円
所得 控除	基礎控除	0 ドル	48 万円	68 万円	123 万円
	給与所得控除	14,600 ドル (標準控除) ¹⁹	142 万円	142 万円	142 万円
	社会保険料控除	なし	74 万円	74 万円	74 万円
	合計（収入比）	14,600 ドル (18%)	264 万円 (54%)	284 万円 (58%)	339 万円 (69%)
課税所得（収入比）		65,515 ドル (82%)	227 万円 (46%)	207 万円 (42%)	152 万円 (31%)
限界税率		22% (第三段階)	10% (第二段階)	10% (第二段階)	5% (第一段階)
税額		9,466 ドル	13 万円	11 万円	8 万円
実効税率		11.8%	2.6%	2.2%	1.5%

ここから明らかなように、

- ・日本の所得控除は、米国と比して過度に大きい²⁰。日本の平均賃金の給与所得者は、収入の半分超が控除され、課税対象は収入の半分未満に過ぎない。対して、米国の同水準の者は、収入の 8 割以上が

¹⁹ 米国の「標準控除」は、各種経費のほか医療費なども含め、実額控除の代わりに選択できる概算控除の仕組みだ。給与所得者に限定された制度ではないが、強いて言えば、給与所得控除に近い。これと別に、基礎控除に相当する「人的控除」の制度が存在するが、トランプ減税により「標準控除」と統合して引上げがなされた（「人的控除」の制度は残されたが 0 ドルとされている）。

節Ⅱで述べたとおり、実額控除と選択できる仕組みだが、トランプ減税以降は約 9 割の納税者が「標準控除」を選択している。

²⁰ 米国の「標準控除」が小さ過ぎるわけではない。むしろ、トランプ減税以降、従来は実額を選択していた納税者の多くが「標準控除」に移行したことから明かなように、多くの納税者にとって、実際の経費を上回る水準で設定されている。日本の給与所得者に標準的に適用される所得控除はそれよりさらに大きい。

なお、日本の給与所得控除が大きいことに関して、所得捕捉が難しい自営業者との公平性の観点が指摘されることもある。しかし、マイナンバーとデジタル技術による所得捕捉が可能になってきた中で、過大な概算控除の合理性は乏しくなっている。

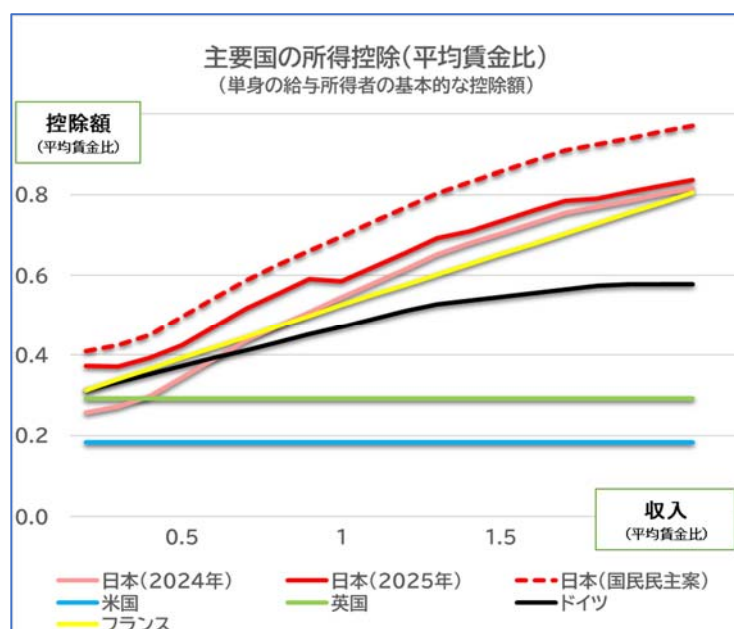
課税対象になる。日本の給与所得者は、課税所得が低いので、適用される税率も低くなる。これでは、日本の中所得層の税負担が極端に軽くなり、所得税収入が少なくなるのは当然だ。

- ・日本の所得控除は、2024 年段階でも過度に大きかった。2025 年税制改正（基礎控除の引上げ等）は、過大な恩典を与えられた中所得層に、さらなる恩典を与えた。
- ・なお、もし国民民主案（基礎控除の 75 万円引上げ）が実現していたら、さらに極端な状態になり、平均収入の給与所得者が最低税率（5%）の対象になるところだった。

次の図では、日本・米国・英国・ドイツ・フランスの所得控除を比較している。

やはり、日本の所得控除は、2024 年段階でも十分大きく（平均賃金の 3 分の 2 程度以上では、所得控除が比較的大きいフランス・ドイツを上回る）、2025 年の制度改正でさらに突出して大きくなったことが確認できる。

図 8



※各国で単身の給与所得者に適用される所得控除を概算し²¹、平均賃金比で比較。

²¹ ここまで、節Ⅱおよび本節において、所得税の適用に係る各国比較はいずれも、「扶養者のない場合」を前提として比較してきた。さまざまな家族構成につき網羅的に比較しきれないため、一般的な控除のみで比較したものだが、ここで念のため、「扶養者のいる場合」に関しても「日本は所得控除が大きい」との結論は変わらないことを示しておく。

OECD “Taxing Wages 2025” で例示されている家族形態・収入モデルのうち、例えば「共働き（どちらも平均賃金）、子ども 2 人」の世帯につき、示される所得控除額などにに基づき、収入に占める所得控除・課税所得の比率、実効税率を算出すると、次表のようになる。「扶養者のない場合」と同様に、日本の所得控除は格段に大きい。

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
所得控除（収入比）	52%	21%	24%	35%	26%
課税所得（収入比）	48%	79%	76%	65%	74%
実効税率	2%	8%	16%	12%	15%

日本	基礎控除＋給与所得控除(*)＋社会保険料控除(*)
米国	標準控除
英国	基礎控除
ドイツ	課税最低限＋給与所得控除＋社会保険料控除(*)
フランス	課税最低限＋給与所得控除(*)＋社会保険料控除(*)

(*)：一定所得で遁増

(ドイツ・フランスは、いわゆるゼロ税率方式で基礎控除はないが、代わりに課税最低限を合算。)

3) 所得控除の拡大と放置

なぜ日本の所得控除は他国に比して大きいのか。

まず、多くの国では、所得控除は縮小する方向の税制改革が長年なされてきた²²。

- ・1980年代以降、レーガン政権・サッチャー政権では、「累進税率のフラット化」と「課税ベースの拡大」を基軸として、公平・簡素な税制への転換を進めた²³。これが世界の税制改革の潮流となった。
- ・「所得控除から税額控除へ」の転換の動きもあった。所得格差拡大を背景に、再分配機能を強化する観点で税額控除の導入が広がった。代表例はカナダやオランダで、所得控除は原則なくして税額控除に置き換えた。

他方、日本では、2000年代頃までほぼ一貫して、所得控除の創設・拡大が進められた²⁴。世界の税制改革の潮流に従って「累進税率のフラット化」はなされたが（80年代末に「10.5～70%の15段階」から「10～50%の5段階」へ等）、他方で、課税ベースは逆行して縮小を続けた²⁵。背景には、特に90年代は経済不調が続く中で「所得減税」に対して与野党から期待が大きかったこと、また、政府（大蔵省）は「直間比率の是正」を大方針として所得税から消費税へのシフトを進めていたこと²⁶があった。実際、95年の税制改正では、時限的な減税とともに、給与所得控除の引上げが実施された。

2000年代以降になると、「課税ベースの浸食」が問題視されるようになった²⁷。政府税制調査会等でも検討され、一部の所得控除の引下げも実施された²⁸。しかし、少なくとも現状の国際比較から見る限り、引下げの取組はごく不十分だ。結果的には「放置」と言わざるを得ない。

²² 森信（2008）

²³ 八田（1988）によれば、レーガン政権下の1986年税制改革は、税率の引下げ以上に、「抜け穴」をふさぐこと、すなわち課税ベースの拡大に主眼を置いており、各種控除が縮小された（なお、人的控除・概算控除に関しては、納税に係る多大な事務コストを軽減する観点で引き上げられた）。

²⁴ 内閣府（2002）

²⁵ 内閣府（2002）によれば、年収1000万円の者の給与収入に占める課税所得の割合は、1988年には57%だったが、1994年には52%、2000年には46%に低下した。

²⁶ 八田（1994）

²⁷ 例えば、内閣府（2002）、佐藤（2002）など。

²⁸ 例えば、2012年税制改正における給与所得控除の上限設定、2014年税制改正における給与所得控除の上限引上げ、2018年税制改正における基礎控除の遁増・消失化など。

3、「社会保険料は高い」はなぜ生じたか ～社会保険料への安易な依存

1) 社会保険料への安易な依存

1990年代以降、日本政府は、なぜ社会保険料への依存度を急速に高めたのか。これは、「取りやすいところから取る」という安易な姿勢だったと言うほかない。

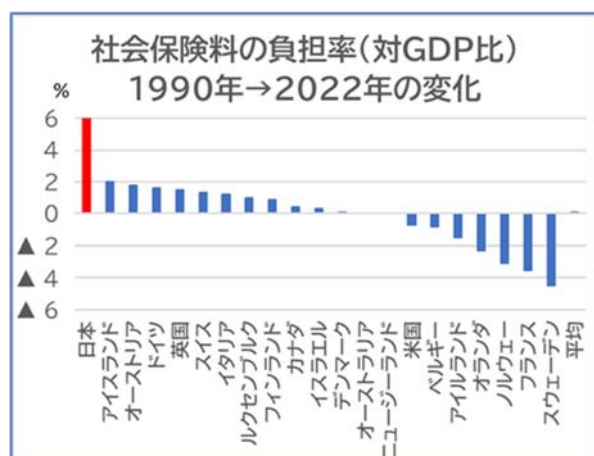
この間、政府は、所得税は軽減する一方、消費税の導入・増税を行った。しかし、消費税の導入・増税は、そのたびに大きな抵抗を招き、政権の政治資本をすり減らした。これに対し、社会保険料は、税に比べて目立たない。料率は、税のように国会審議を経て法律で明記する必要なく、政府・運営主体の判断で決定できる²⁹。

このため、国民の強い抵抗を招く増税より、社会保険料への安易な依存が生じた。最近の事例は、2024年に導入された「子ども・子育て支援金」だ。岸田内閣は、「増税」に対する批判をおそれ、筋の通らない「健康保険料への上乘せ」との方策をとった。

2) 他国ではむしろ引き下げ

日本のように社会保険料を大幅に拡大してきた国は、先進国ではほかにない。図では、社会保険料の負担率が1990年から2022年にどう変化したかを先進21か国で比較している。日本の負担率の増加は極端に突出している。

図9



(出所) OECD Global Revenue Statistics、2022年データ。

むしろ社会保険料を軽減した国も少なくない。例えば、

- ・フランスは、もともと社会保険料の極めて高い国だったが、1991年に一般社会拠出金 (CSG)、1996年に社会保障負債返済拠出金 (CRDS) を導入し、社会保険料から税への一部移行を進めた³⁰。社会保険料が拡大し続けることの弊害を解消するため、所得を幅広く課税ベースとして、社会保障歳出のための目的税 (いわば「第二所得税」) を新たに設けたものだ。
- ・スウェーデンは、1999年に基礎年金を廃止し、税負担で賄う最低保障年金に切り替えた。高齢化が進行する中で、社会保険料 (賦課方式) による年金制度は持続不能と判断したためだ。

²⁹ 無際限な引上げがなされないよう、2004年年金改革法による料率の上限設定などは行われている。

³⁰ 田中 (2023)

Saez and Zucman (2019) は、米国の税・社会保険料の負担構造につき、累進性が損なわれていることを指摘した書物で、日本でも翻訳されている。ここでは、米国がフランスのように社会保険料引下げを行わず、むしろ引き上げてきたこと（1950 年には所得の 3% だったが、現在は 15% 超）を批判し、この結果、低所得層に過大な負担が課されていると指摘する。しかし、米国の社会保険料の負担率は、先進国の中でかなり低い水準であり、1990 年以降は概ね横ばいで推移している。日本のほうが問題ははるかに大きい。

主要先進国と見比べれば、日本政府はこの 30 年間ほどの間、安易な道を選び続け、深刻な弊害を伴う特異な負担構造を構築してしまった。

IV 特異な負担構造の弊害

本節では、日本の特異な負担構造の弊害を整理する。

1、累進構造の破損 ～低所得層の負担が重い

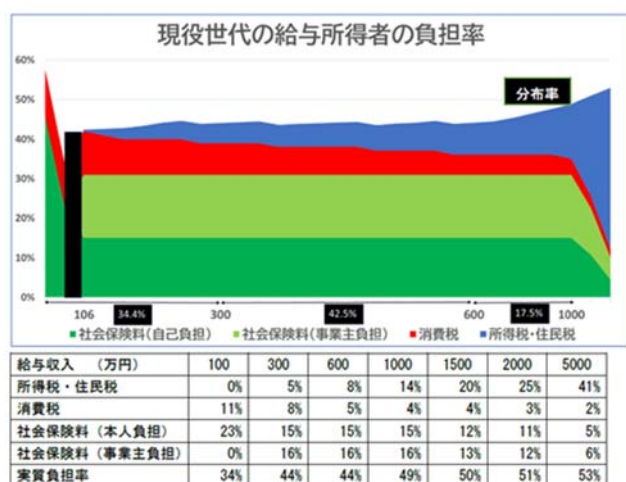
まず、再分配機能の脆弱性を招いていることは、すでに述べてきたが、データに基づき改めて確認しておく。

図では、現役世代の給与所得者につき、消費税も含めた負担率を示す（なお、算出方法の詳細は付論1で示す）。ここから明らかなように、

- ・低所得層から超高所得層まで、負担率の合計に大きな差はない。つまり、累進構造が損なわれている。
- ・そして、累進構造の破損は、負担構造の2つの特徴（「所得税が低く、社会保険料が高い」、「所得税の中等所得層の負担が極端に軽い」）に起因することも、図で明らかだ。

これが、節Iで述べた「負担による再分配機能が弱い」ことの実相だ。

図 10



※扶養者などではなく、給与収入のみの者の負担率を概算。

※所得税・住民税： 2025 年度（法改正後）の税率・控除制度に基づく（基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用）。

※消費税： 総務省家計調査（2024 年）および家計構造調査（2019 年）に基づき推計。

※社会保険料： 年収 106 万円未満は国民年金・国民健康保険、年収 106 万円以上は厚生年金・健康保険（いずれも介護分を含む）に加入とする。年金保険料減免（将来の年金減を伴う）は受けず、国民健康保険の軽減措置は受けとる。

※分布率： 国税庁データ（2023 年）に基づき給与所得者の収入階層分布を使用³¹。

ここで、米国の現役世代の負担率と比較してみる（簡便な比較のため、ここでは消費税は除き、所得税と社会保険料のみで比較する）。

図のように、米国のほうが累進構造（収入に応じて負担が高まる傾き）が維持されている。これは、

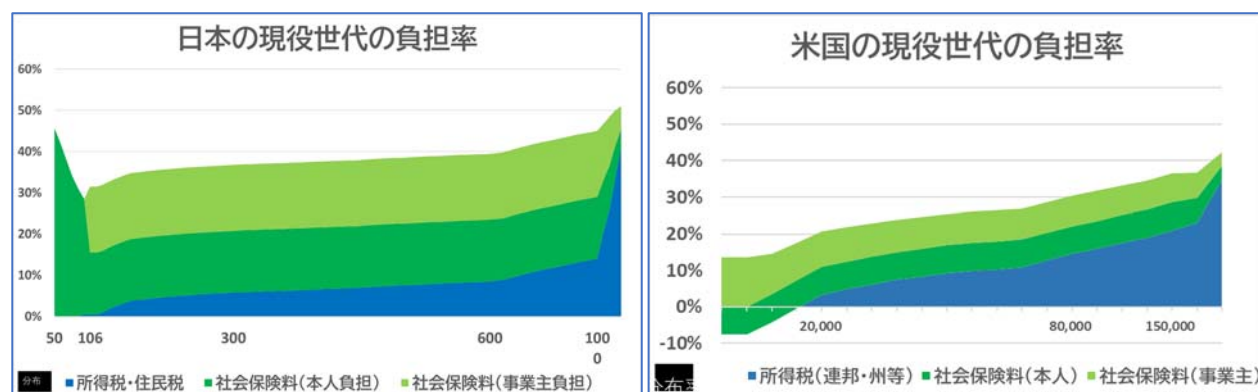
³¹ 図の横軸の幅は、収入額ではなく、その収入額の給与所得者の分布率に対応している。このため、例えば年収 2,000 万円超の人は分布率 0.6%なので、図ではほとんど見えなくなる。

米国は所得税の比率が高く、かつ、所得税で再分配を促進する設計（中所得層に相応の負担を求め、低所得層には勤労税額控除³²⁾）になっているためだ。

米国は、先進国で「最も格差の大きい国」であり、弱肉強食の文化のように捉えられがちだが、実際には、「負担による再分配機能」は日本より有効に働いている。これは、節Ⅰ（図2）で示した国際比較データ（負担による改善効果は、米国のほうが日本より大きい³³⁾）とも符合する。

図 11

＜日米の現役世代の負担率（所得課税＋社会保険料）＞



	日本				米国			
収入（平均賃金比）	0.1	0.5	1	2	0.1	0.5	1	2
所得課税	0%	4%	7%	14%	-8%	9%	15%	21%
社会保険料（本人）	47%	15%	15%	15%	8%	8%	8%	8%
社会保険料（事業主）	0%	16%	16%	16%	13%	9%	8%	8%
合計	47%	35%	38%	45%	13%	26%	30%	37%

※いずれも、給与所得のみで扶養者のない者の負担率を概算。横軸は収入分布（日本：国税庁の給与データ、米国：単身世帯の収入分布）に基づく。

※米国の所得税は、連邦所得税＋州税・地方税（＝連邦所得税×0.23）として試算（州税・地方税は地域により税率などが異なるため、GDP 比税率の比率に基づき算出）。

なお、Saez and Zucman (2019) は、米国の負担構造について、累進性が失われ、「最富裕層のみ逆進的な均等税」³⁴⁾になっていると指摘する。しかし、日米で比較すれば、日本はより一層累進性が損なわれている。日本はより深刻な状況にある。

³²⁾ 勤労税額控除は、低所得層の社会保険料負担（本人分）に相当する金額を補給し、負担を生じさせないよう設計されている。

³³⁾ 図2で示すとおり、現役世代の「負担による改善率」は、米国が日本を大きく上回る（日本 5.2%、米国 9.7%）。一方、「社会保障給付による改善率」は日本が米国を上回るが（日本 12.1%、米国 8.7%）、両者を合わせた「再分配による改善率」では米国が日本をわずかに上回る（日本 16.6%、米国 17.6%）。

³⁴⁾ 所得階層ごとの平均税率（所得税、社会保険料、消費税などを合算）を算出した結果、
 ・労働者階級（所得階層の下位 50%）は 25%、中流階級（その上の 40%）はやや上がり、
 ・上位中流階級は 28% 前後、その上の富裕層はやや上がり、
 ・最上位 400 人になると 23% に下がる、という。

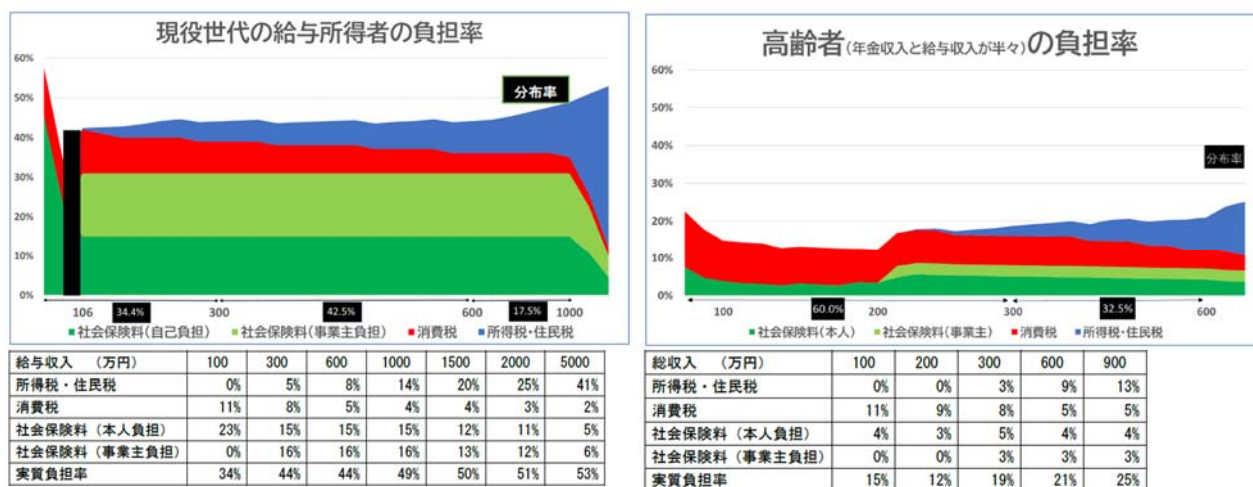
2、現役世代に偏った負担

第二に、現役世代に偏った負担構造になる。

図では、現役世代と高齢者の負担率の比較を示す（高齢者に係る算出方法の詳細は付論2で示す）。

- ・現役世代への偏りは明らかだ。節Iで述べたように、「負担能力の低い現役世代」に過大な負担が課され、「負担能力のある高齢者」に過少な負担しか課されていない。
- ・要因は、現役世代を中心に課される（年齢を基準とする）社会保険料の構成比が高く、年齢を問わず公平に課される所得税や消費税の構成比が低いためだ。しかも、高齢者の所得税は、寛大な公的年金控除が適用され³⁵、さらに軽くなっている。

図 12



※扶養者などではなく、「現役世代（給与収入のみ）」、「高齢者（年金収入と給与収入が半々）」の者の負担率を概算。

※所得税・住民税： 2025 年度（法改正後）の税率・控除制度に基づく（基礎控除・給与所得控除・公的年金控除・社会保険料控除のみ適用）。

※消費税： 総務省家計調査（2024 年）および家計構造調査（2019 年）に基づき推計。

※社会保険料

- ・「現役世代」： 年収 106 万円未満は国民年金・国民健康保険、年収 106 万円以上は厚生年金・健康保険（いずれも介護分を含む）に加入とする。
- ・「高齢者（年金収入と給与収入が半々）」： 給与収入 106 万円未満は国民健康保険・介護保険、給与収入 106 万円以上は勤務先の健康保険・介護保険に加入とする。
- ・年金保険料減免（将来の年金減を伴う）は受けず、国民健康保険の軽減措置は受けるとする。

※分布率：

- ・「現役世代」： 国税庁データ（2023 年）に基づき給与所得者の収入階層分布を使用。
- ・「高齢者」： 国民生活基礎調査（2023 年）に基づき高齢者世帯の収入階層分布を使用。

³⁵ 一般に、年金に対する課税は、保険料支払い時か、年金支給時のいずれかで行うことが原則とされる。日本の場合、保険料支払い時に社会保険料控除、年金支給時に公的年金控除が適用され、どちらでも寛大な扱いがなされている。なお、フランスは、社会保険料控除とともに年金控除があるが、年金控除は日本より相当小さい。また、ドイツは、社会保険料控除を設ける代わりに年金控除を段階的になくしつつある。

3、成長のための投資の阻害

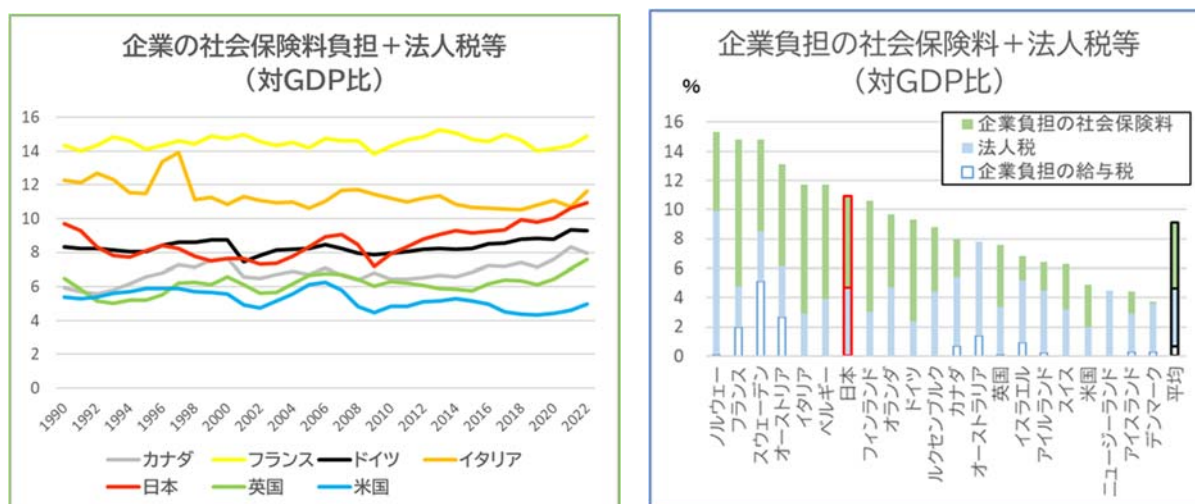
社会保険料負担は、現役世代だけでなく、企業にもものしかかる。やはり重い法人税とあわせ、企業が成長するための設備投資や人的投資を阻害する可能性がある³⁶。

図では、企業の負担（社会保険料負担の事業主分、法人税、企業負担の給与税）の対 GDP 比につき、1）G7 各国の推移、2）先進 21 か国の比較を示している。

日本では、法人税率の高さが問題視されがちであり、第二次安倍政権などでも引下げがなされた。しかし、その一方で社会保険料の引上げもなされてきたため、負担率の合計はむしろ増大している。

- ・法人税の基本税率（現在は 23.2%）が 40% だった平成初期と比べても、負担率合計はむしろ高い。
- ・企業の負担の重さが長年指摘されてきたフランスなどとの差も縮まりつつある。
- ・また、日本より負担率の高い国のうち、例えばスウェーデンなどの高福祉国では、政府による社会保障が充実している結果、企業は福利厚生などにコストをかけていないとの指摘がある³⁷。これも勘案すれば、日本の企業の実際の負担は、図で示すよりさらに高い可能性がある。

図 13



（出所）OECD Global Revenue Statistics。右図は 2022 年データ。

さらに、社会保険料への過度な依存は、政府の財政支出にも影響をもたらす可能性がある。教育や研究開発などの未来の成長に向けた財政支出が制約されかねない。

4、社会保障の脆弱化

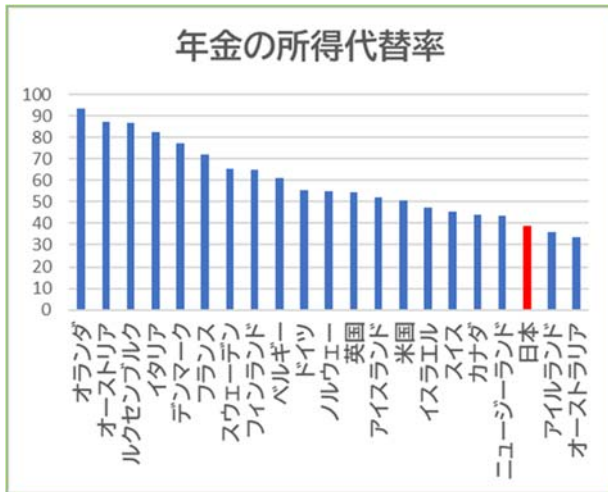
社会保険料への過度な依存は、現役世代と未来への負荷となるだけでなく、高齢者にも跳ね返る。現役世代の負担拡大には限度があるため、結局、社会保障給付を削減せざるを得なくなるためだ。

図では、年金の所得代替率につき、先進 21 か国で比較している。日本の年金の所得代替率につき、厚生労働省は「50%以上」を堅持するとしているが、これは配偶者の基礎年金も含めた数値である。個人単位では 38.8%（男性の場合）で、先進国の中で最低水準になっている。

³⁶ 社会保険料の事業主負担が実際に誰の負担となるかは議論がある。小林（2016）は、社会保険料の拡大により企業の投資が阻害されたと示す研究例である。

³⁷ 山崎（2012）

図 14



出所：OECD Pensions at a glance、2022 年の男性のネットでの代替率。

V 解決策

最後に、解決策を示す。

「負担能力に応じて国民が適正に国家運営を支える体制の再構築」が必要だ。これ以上、再分配機能を低下させ、現役世代に過大な負荷をかけ、将来の成長に向けた投資を制約し、社会保障をさらに脆弱にしてはならない。

次の負担構造改革が求められる。

1) 累進性を高める = 社会保険料から所得税へのシフト

まず、負担構成において、社会保険料から所得税へのシフトが必要である。「基礎年金の税方式化」や、フランスでなされたいわば「第二所得税」の創設を進めるべきである。

2) 中所得層に相応の負担を求める

中所得層に相応の所得税負担を求めるべきである。このため、課税ベースの拡大が必要であり、各種所得控除の縮小・廃止、税額控除への移行を進めるべきである³⁸。これにより、1) の所得税シフトが可能になる。

3) 負担能力ある高齢者に相応の負担を求める

負担能力ある高齢者にも相応の負担を求めるべきであり、公的年金控除は縮小・廃止すべきである。これも、1) の所得税シフトを支える。

4) 低所得層の負担を軽減する

低所得層の負担軽減のため、社会保険料の軽減とともに、先進国で広く導入されている所得補給制度（給付付き税額控除）を導入すべきである。2) と3) をその財源とすべきである。

以上の観点から、近時争点となっている「減税」について触れる。

まず、所得減税は、行うべきではない。日本の所得税負担は低すぎるのが問題である。所得減税は、脆弱な再分配機能をさらに毀損する。しかも、社会保険料軽減のための財源を損なってしまう。とりわけ、国民民主党が唱えて一部実現した「基礎控除の引上げ」は、中所得層の所得税負担をさらに大幅に引き下げる愚策である。

消費減税は、所得減税に比べると低所得層の負担軽減に有効な面がある。しかし、社会保険料の軽減のほうがより有効である。低所得層の負担軽減のためには、上記1) による所得再分配効果の改善の余地がはるかに大きい。また、現状では、高齢者は、現役世代と比し、社会保険料負担が大幅に低く、かつ、所得税は公的年金控除で軽減されている。上記の負担構造改革に先行して消費減税を行えば、現役世代への過剰な偏重をさらに深めてしまう。

よって、「減税」ではなく、上記の負担構造改革を進めるべきである。

補論1 社会保障給付の問題点と解決策

政府の所得再分配機能の問題点について、節Ⅰで次表を示した。

本論では「負担による再分配」に絞って論じたが、ここでは「社会保障給付による再分配」について、ごく簡単に解決策の概略を示す。

	負担能力の低い層	負担能力の高い層
全世代	(勤労世代から高齢者への所得移転は相応になされている)	
現役世代	・ 極めて過大な負担	・ 極めて過少な負担
	・ 不十分な社会保障給付	—
高齢者	—	・ 極めて過少な負担
	・ 不十分な社会保障給付	・ 過大な社会保障給付

第一に、現役世代から高齢者への所得移転は、現状で相応になされているが、今後も高齢化の進行に伴い、求められる規模が拡大する。さらなる膨張が現役世代を圧迫しないよう、効率化を徹底する必要がある。

第二に、現役世代への社会保障給付は、現状では不十分であり、拡充を要する。

第三に、高齢者への社会保障給付は、負担能力の低い層には不十分な給付、負担能力の高い層には過大な給付がなされている。所得・資産に応じた給付体系への転換が課題である。具体的には、以下を進める必要がある。

- 1) 最低保障年金の創設： 現状では、現役時に負担能力が乏しく保険料を支払えなかった高齢者は、高齢になっても所得・資産の乏しい可能性が高いにもかかわらず、生活を支えるに十分な年金給付を受けられない。本論で述べた「基礎年金の税方式化」により、最低生活を保障できる給付制度を設けるべきである。
- 2) 医療費の窓口負担（原則 1 割）の見直し： 医療費の窓口負担は、所得に応じた一定の例外はあるものの、現状では、十分な資産を有する高齢者も 1 割負担の対象となる。年齢による区別を撤廃し（年齢を問わず、一律 3 割負担）とし、負担能力の乏しい者には年齢を問わず支援措置を講ずべきである。
 そもそも高齢者に対する窓口負担の優遇は、1960 年代から革新自治体で広がり、1973 年に自民党政権でも取り入れられた「老人医療費無料化」の残滓だ。半世紀にわたって失策の軌道修正に苦しんできた経過であり、これ以上引きずるべきではない。
- 3) 最新技術による高額な医療への保険適用の見直し： 医療技術が進歩し、最先端の高額な医療が広がる中で、これらを広く保険適用の対象とすることは持続性を欠く。自己負担（民間保険の活用）を拡大し、最先端の極めて高額な医療は、負担能力のある者が自らの負担で受けるようにすべきである。

補論2 なぜ「格差の大きい国」になるべきでないのか

本稿では、これ以上「格差の大きい国」にならないようにする方策を論じた。

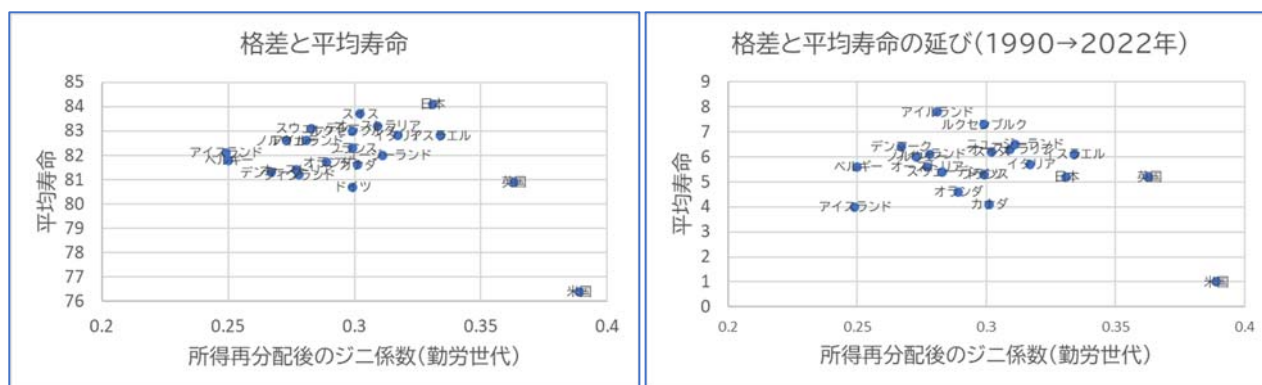
これに対して、「格差が大きくなっても構わないのでないか」、「米国は格差が大きいが、経済成長を続けているのではないか」といった異論もある。

格差の弊害、公平性と効率性のトレードオフなどについては古くから数多の議論があり、包括的には論じきれないが、ここでは特に留意すべき点を2点指摘しておく。

第一に、現在の日本では、経済活性化のために格差解消が重要である。これは、八田（2024）が示すとおり、消費性向の高い低所得層の可処分所得が伸びていないことが消費低迷を招き、経済活性化を妨げている。

第二に、図では、先進21か国につき所得再分配後の格差と平均寿命（直近の平均寿命および過去30年の延び）の関係を示している³⁹。十分な相関関係とまでは言えないが、最も格差の大きい米国において、平均寿命が最も低く、最も伸びていないことは注目に値する。これが目指すべき社会とは考え難い。

図 15



（出所）OECD Life expectancy, Income Distribution Database、いずれも2022年データ、未公表の国は最新年のデータに基づく。

³⁹ ジニ係数は、本来は1990年以降の平均値などをとるべきだろうが、利用できるデータの制約から2022年のジニ係数を用いている。

付論1 日本の給与所得者の税・社会保険料

給与所得者につき、所得税・住民税・社会保険料の概算方法、消費税の推計方法を示す。

1、前提

◆40-65 歳で、扶養家族はなく、収入源は給与収入のみの者を想定する。

1)所得税・住民税

◆基本的な控除（基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除）のみを受けるとする。

◆税率および控除は 2025 年度の制度に基づく。住民税の均等割は地域により異なるが、ここでは課税最低限は合計所得額 45 万円、税額 5 千円とする。

※給与収入のみの者の場合、合計所得額は「給与収入－給与所得控除」

2)社会保険料

◆給与収入 106 万円までは国民年金・国民健康保険（介護分を含む）、給与収入 106 万円からは厚生年金・健康保険（介護分も含む）、に加入するものとする。

◆国民年金： 月 16,980 円より、年 20.4 万円として概算する。低所得者向けの減免（将来の年金額減額を伴う）は受けないものとする。

◆国民健康保険： 地域により異なるが、東京都内の料率などを参考に、介護分を含む料率として、所得割 14%・均等割 8 万円・上限 109 万円、として概算する。また、低所得者向けの軽減は受けるものとする⁴⁰。

◆厚生年金保険・健康保険等： 設定されている料率⁴¹を前提に、ここでは、以下のように概算する。

⁴⁰ 国民健康保険の軽減制度

1) 均等割

合計所得額（万円）	軽減
～43	7 割軽減
～[43+30.5×被保険者数+10×（給与所得者等-1）]	5 割軽減
～[43+56×被保険者数+10×（給与所得者等-1）]	2 割軽減

2) 所得割（東京都における軽減制度）

合計所得額（万円）	軽減
～[43+15]	50%軽減
～[43+20]	25%軽減

※合計所得額は、給与収入のみの場合、「給与収入－給与所得控除」

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kokuho/kouki/keigennsaku>

⁴¹ 社会保険料の料率（2025 年度）

	料率	上限
厚生年金	18.3%を労使折半	月額 635,000 円・賞与 1,500,000 円（月間）
健康保険（介護分を含む）	11.28%（健康保険 9.69%、介護保険 1.59%）を労使折	月額 1,355,000 円・賞与 5,730,000 円（年間）

	本人	事業主	上限
厚生年金	9%	9%	年収 1,062 万円で上限
健康保険（介護分を含む）	6%	6%	年収 2,199 万円で上限
雇用保険・労災保険	0%	1%	

2、所得税・住民税の制度改正（2025 年～）

2025 年通常国会における所得税法等改正により、2025 年以降に適用される基礎控除及び給与所得控除は以下になる。

<基礎控除（所得税）>

合計所得額	基礎控除 (2025・26 年)	基礎控除 (2027 年～)	基礎控除 (改正前)
132 万円以下	95 万円	95 万円	48 万円
132 万円超 336 万円以下	88 万円	58 万円	48 万円
336 万円超 489 万円以下	68 万円	58 万円	48 万円
489 万円超 655 万円以下	63 万円	58 万円	48 万円
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円	58 万円	48 万円
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円	48 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	32 万円	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	16 万円	16 万円
2,500 万円超	0 円	0 円	0 円

※合計所得額は、給与収入のみの場合、「給与収入－給与所得控除」

<基礎控除（住民税）>

上記の改正は所得税に関してのみ適用され、住民税は現行どおり以下のとおりとなる。

合計所得額	基礎控除
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	0 円

<給与所得控除>

給与収入	給与所得控除（改正後）	給与所得控除（改正前）
～162.5 万円	65 万円	55 万円
162.5～180 万円		収入金額×0.4－10 万円
180～190 万円		収入金額×0.3＋8 万円

	半	
雇用保険	本人 0.6%、事業主 0.95%	
労災保険	本人 0、事業主 0.25%～	

190～360 万円	収入金額×0.3+8 万円	
360～660 万円	収入金額×0.2+44 万円	収入金額×0.2+44 万円
660～850 万円	収入金額×0.1+110 万円	収入金額×0.1+110 万円
850 万円～	195 万円	195 万円

3、社会保険料額の算出

上記 1 の前提に基づき、社会保険料額は以下のように算出できる。

収入 (万円) =X	社会保険料額 (本人負担)	社会保険料額 (事業主負担)
0-106	$20.4+8*0.3$	0
106-190	$0.15*X$	$0.16*X$
1062-2199	$0.06*X+96$	$0.07*X+96$
2199-	228	$0.01*X+228$

4、所得税額の算出

◆課税所得

改正後の制度（2025 年適用）では、収入に応じた課税所得は以下のとおりとなる。課税最低限は $[0.85*X-160=0]$ を解くことにより 188 万円となる。

収入(万円) =X	給与所得 控除	合計所得額	基礎 控除	社会保険料 控除	課税所得 =A
0-106	65		95	$20.4+8*0.3$	-
106-188	65		95	$0.15*X$	-
188-190	65		95	$0.15*X$	$0.85*X-160$
190-200	$0.3*X+8$	-132	95	$0.15*X$	$0.55*X-103$
200-360	$0.3*X+8$		88	$0.15*X$	$0.55*X-96$
360-475	$0.2*X+44$	-336	88	$0.15*X$	$0.65*X-132$
475-660	$0.2*X+44$		68	$0.15*X$	$0.65*X-112$
660-665	$0.1*X+110$	-489	68	$0.15*X$	$0.75*X-178$
665-850	$0.1*X+110$	-655	63	$0.15*X$	$0.75*X-173$
850-1062	195		58	$0.15*X$	$0.85*X-253$
1062-2199	195		58	$0.06*X+96$	$0.94*X-349$
2199-2545	195	-2350	58	228	X-481
2545-2595	195	-2400	48	228	X-471
2595-2645	195	-2450	32	228	X-455
2645-2695	195	-2500	16	228	X-439
2695-	195		0	228	X-423

◆課税ブラケットと税額

所得税の課税ブラケット（限界税率）における課税所得に対応する収入は以下のとおりとなり、税額

は以下のように算出できる。

限界税率	課税所得 =A	対応する収入 =X	税額の計算式
5%	0-195	188-475	$0.05 \cdot A$
10%	195-330	475-671	$0.1 \cdot A - 9.75$
20%	330-695	671-1111	$0.2 \cdot A - 42.75$
23%	695-900	1111-1329	$0.23 \cdot A - 63.6$
33%	900-1800	1329-2281	$0.33 \cdot A - 153.6$
40%	1800-4000	2281-4423	$0.4 \cdot A - 279.6$
45%	4000-	4423-	$0.45 \cdot A - 479.6$

5、住民税額の算出

均等割は、課税最低限 45 万円（給与収入 110 万円）以上で 0.5 万円となる。

所得割は、課税所得は以下のとおりとなり、課税最低限は $[0.85 \cdot X - 108 = 0]$ を解くことにより 127 万円となる。

収入（万円） =X	給与所得控除	基礎控除	社会保険料 控除	課税所得 =A	所得割	均等割	
0-106	65	43	20.4+8*0.3	-	0	0	
106-110	65	43	0.15*X	-		0.1*A	0.5
110-127	65	43	0.15*X	-			
127-190	65	43	0.15*X	0.85*X-108			
190-360	0.3*X+8	43	0.15*X	0.55*X-51			
360-660	0.2*X+44	43	0.15*X	0.65*X-87			
660-850	0.1*X+110	43	0.15*X	0.75*X-153			
850-1062	195	43	0.15*X	0.85*X-238			
1062-2199	195	43	0.06*X+96	0.94*X-334			
2199-2595	195	43	228	X-466			
2595-2645	195	29	228	X-452			
2645-2695	195	15	228	X-438			
2695-	195	0	228	X-423			

6、まとめ(給与所得者の所得税・住民税・社会保険料負担の一覧)

収入 =X	所得税	住民税	社会保険料 (本人)	社会保険料 (事業主)
0-106	0	0	$20.4+8*0.3$	0
106-110	0	0	$0.15*X$	$0.16*X$
110-127	0	0.5	$0.15*X$	$0.16*X$
127-188	0	$0.1*(0.85*X-108)+0.5$	$0.15*X$	$0.16*X$
188-190	$0.05*(0.85*X-160)$	$0.1*(0.85*X-108)+0.5$	$0.15*X$	$0.16*X$
190-200	$0.05*(0.55*X-103)$	$0.1*(0.55*X-51)+0.5$	$0.15*X$	$0.16*X$
200-360	$0.05*(0.55*X-96)$	$0.1*(0.55*X-51)+0.5$	$0.15*X$	$0.16*X$
360-475	$0.05*(0.65*X-132)$	$0.1*(0.65*X-87)+0.5$	$0.15*X$	$0.16*X$
475-660	$0.1*(0.65*X-112)-9.75$	$0.1*(0.65*X-87)+0.5$	$0.15*X$	$0.16*X$
660-665	$0.1*(0.75*X-178)-9.75$	$0.1*(0.75*X-153)+0.5$	$0.15*X$	$0.16*X$
665-671	$0.1*(0.75*X-173)-9.75$	$0.1*(0.75*X-153)+0.5$	$0.15*X$	$0.16*X$
671-850	$0.2*(0.75*X-173)-42.75$	$0.1*(0.75*X-153)+0.5$	$0.15*X$	$0.16*X$
850-1062	$0.2*(0.85*X-253)-42.75$	$0.1*(0.85*X-238)+0.5$	$0.15*X$	$0.16*X$
1062-1111	$0.2*(0.94*X-349)-42.75$	$0.1*(0.94*X-334)+0.5$	$0.06*X+96$	$0.07*X+96$
1111-1329	$0.23*(0.94*X-349)-63.6$	$0.1*(0.94*X-334)+0.5$	$0.06*X+96$	$0.07*X+96$
1329-2199	$0.33*(0.94*X-349)-153.6$	$0.1*(0.94*X-334)+0.5$	$0.06*X+96$	$0.07*X+96$
2199-2281	$0.33*(X-481)-153.6$	$0.1*(X-466)+0.5$	228	$0.01*X+228$
2281-2545	$0.4*(X-481)-279.6$	$0.1*(X-466)+0.5$	228	$0.01*X+228$
2545-2595	$0.4*(X-471)-279.6$	$0.1*(X-466)+0.5$	228	$0.01*X+228$
2595-2645	$0.4*(X-455)-279.6$	$0.1*(X-452)+0.5$	228	$0.01*X+228$
2645-2695	$0.4*(X-439)-279.6$	$0.1*(X-438)+0.5$	228	$0.01*X+228$
2695-4423	$0.4*(X-423)-279.6$	$0.1*(X-423)+0.5$	228	$0.01*X+228$
4423-	$0.45*(X-423)-479.6$	$0.1*(X-423)+0.5$	228	$0.01*X+228$

7、消費税額の推計

収入階層に応じた消費税負担については、総務省家計調査（2024 年）および家計構造調査（2019 年）を参考に、次表に基づき推計する。

なお、表にない収入額に関しては、上記の調査から推計困難なため、推定している。例えば、年収 5000 万円の場合は、年収 1800 万円の場合より消費税負担率が下がるであろうと推定し、「2%」とする。

収入（万円）	100	200	300	400	500	600	800	1000	1800
消費支出／収入	120%	90%	80%	70%	60%	55%	50%	45%	35%
軽減対象／消費支出	28%	25%	24%	23%	22%	21%	20%	19%	15%
消費支出（万円）	120	180	240	280	300	330	400	450	630
軽減対象消費	34	45	58	64	66	69	80	86	95
消費税額	11	17	23	27	29	32	38	43	61
消費税負担率	11%	9%	8%	7%	6%	5%	5%	4%	3%

付論2 日本の年金受給者の税・社会保険料

「年金受給者1（年金収入のみ）」と「年金受給者2（年金収入と給与収入が半々）」につき、所得税・住民税・社会保険料の概算方法、消費税の推計方法を示す。

1、前提

◆65-75歳で、扶養家族はない者を想定する。

1) 所得税・住民税

◆基本的な控除（基礎控除、公的年金控除、給与所得控除、社会保険料控除）のみを受けるとする。

◆税率および控除は2025年度の制度に基づく。住民税（均等割）は地域により異なるが、ここでは課税最低限は合計所得額45万円、税額5千円とする。

※合計所得額は、[年金収入－公的年金控除]＋[給与収入－給与所得控除]

2) 社会保険料

◆以下の社会保険料に加入するとする。

・「年金収入者1」： 国民健康保険・介護保険

・「年金収入者2」： 給与収入106万円までは国民健康保険・介護保険、給与収入106万円からは企業の健康保険・介護保険

◆国民健康保険： 地域により異なるが、東京都内の料率などを参考に、所得割12%・均等割6万円・上限92万円、として下表のように概算する。また、低所得者向けの軽減は受けるものとする⁴²。

合計所得額（万円）=Y	国民健康保険料（万円）
0-43	0.3*6

⁴² 国民健康保険の軽減制度

1) 均等割

合計所得額（万円）	軽減
～43	7割軽減
～[43+30.5×被保険者数+10×（年金所得者等-1）]	5割軽減
～[43+56×被保険者数+10×（年金所得者等-1）]	2割軽減

2) 所得割（東京都における軽減制度）

合計所得額（万円）	軽減
～[43+15]	50%軽減
～[43+20]	25%軽減

※合計所得額は、[年金収入－公的年金控除]＋[給与収入－給与所得控除]

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kokuho/kouki/keigennsaku>

43-58	$0.5*[0.12*(Y-43)]+0.5*6$
58-63	$0.75*[0.12*(Y-43)]+0.5*6$
63-74	$0.12*(Y-43)+0.5*6$
74-99	$0.12*(Y-43)+0.8*6$
43-760	$0.12*(Y-43)+6$
760-	92

※合計所得額は、[年金収入－公的年金控除]＋[給与収入－給与所得控除]

- ◆企業の社会保険：健康保険は、料率 9.69%を労使折半、上限は月額 1,355,000 円・賞与 5,730,000 円、また、事業主はほかに雇用保険・労災保険を負担することを前提に、以下の算式で概算する。

給与収入（万円） =X	社会保険料（万円） （本人負担）	社会保険料（万円） （事業主負担）
0-2,199	0.05X	0.06X
2,199-	110	0.01X+110

なお、雇用保険・労災保険は、本人 0%、事業主 1%とする。

- ◆介護保険：料率は、地域により異なり、所得水準により細かく設定されているが⁴³、ここでは以下の算式で概算する。

合計所得額（万円）=Y	年金収入+合計 所得額	介護保険料（万円）
0-45	0-80	2
	80-120	3
	120-	5
45-3,000		$0.007*(Y-43)+7$
3,000-		28

※合計所得額は、[年金収入－公的年金控除]＋[給与収入－給与所得控除]

2、所得税・住民税の制度改正(2025 年～)

- ・基礎控除・給与所得控除については、付論 1（給与所得者）で記載のとおり。
- ・公的年金控除は、改正されておらず、現行の次表のとおり（65 歳以上の場合）。

	公的年金以外の合計所得		
	1000 万以下	1000 万超 2000 万以下	2000 万超
公的年金収入（万円） =X	公的年金控除後の雑所得		
α 万以下	0	0	0
α 万超 330 万未満	$X-110(=\alpha)$	$X-100(=\alpha)$	$X-90(=\alpha)$
330 万以上 410 万未満	$0.75*X-27.5$	$0.75*X-17.5$	$0.75*X-7.5$
410 万以上 770 万未満	$0.85*X-68.5$	$0.85*X-58.5$	$0.85*X-48.5$

⁴³ 例えば東京都江東区の場合、18 段階。住民税非課税者を対象とした年 74,400 円を基準額とし、基準額の 0.285（年金収入 80 万円以下など）～基準額の 3.6 倍（所得 3,000 万円以上）まで。

770 万以上 1000 万未満	$0.95 \times X - 145.5$	$0.95 \times X - 135.5$	$0.95 \times X - 125.5$
1000 万以上	$X - 195.5$	$X - 185.5$	$X - 175.5$

3、「年金受給者1(年金収入のみ)」

1) 社会保険料の算出

上記 1 の前提に基づき、社会保険料額は以下のように算出できる。

収入(万円) =X	健康保険	介護保険	社会保険料計 (本人負担)
0-80	0.3×6	2	3.8
80-115	0.3×6	3	4.8
115-153	0.3×6	5	6.8
153-155	$0.5 \times 0.12 \times (X - 110 - 43) + 0.5 \times 6$	5	$0.06X - 1.2$
155-168	$0.5 \times 0.12 \times (X - 110 - 43) + 0.5 \times 6$	$0.007 \times (X - 110 - 43) + 7$	$0.067X + 1.9$
168-173	$0.75 \times 0.12 \times (X - 110 - 43) + 0.5 \times 6$	$0.007 \times (X - 110 - 43) + 7$	$0.097X - 4.8$
173-184	$0.12 \times (X - 110 - 43) + 0.5 \times 6$	$0.007 \times (X - 110 - 43) + 7$	$0.127X - 9.4$
184-209	$0.12 \times (X - 110 - 43) + 0.8 \times 6$	$0.007 \times (X - 110 - 43) + 7$	$0.127X - 7.6$
209-330	$0.12 \times (X - 110 - 43) + 6$	$0.007 \times (X - 110 - 43) + 7$	$0.127X - 6.4$
330-410	$0.12 \times (0.75X - 27.5 - 43) + 6$	$0.007 \times (0.75X - 27.5 - 43) + 7$	$0.095X + 4$
410-760	$0.12 \times (0.85X - 68.5 - 43) + 6$	$0.007 \times (0.85X - 68.5 - 43) + 7$	$0.108X - 1.2$
760-770	92	$0.007 \times (0.85X - 68.5 - 43) + 7$	$0.006X + 98.2$
770-1000	92	$0.007 \times (0.95X - 145.5 - 43) + 7$	$0.007X + 97.7$
1000-3196	92	$0.007 \times (X - 195.5 - 43) + 7$	$0.007X + 97.3$
3196-	92	28	120

2) 所得税額の算出

◆課税所得

改正後の制度(2025 年適用)では、収入に応じた課税所得は以下のとおりとなる。ここで、改正後の基礎控除については、報道等では給与所得者を念頭に「年収 200 万円までは 95 万円」などと説明されることが多いが、制度上は「所得 132 万円までは 95 万円」などと設定されており、年金収入のみの者の場合は「年金収入 242 万円までは 95 万円」などとなる。

課税最低限は $[0.873X - 198.6 = 0]$ を解くことにより 227 万円となる。

収入(万円) =X	公的年金等控 除後の雑所得	合計所得額	基礎 控除	社会保険料 控除	課税所得 =A
0-80	0		95	3.8	-
80-110	0		95	4.8	-
110-115	X-110		95	4.8	-
115-153	X-110		95	6.8	-

153-155	X-110		95	0.06X-1.2	-
153-168	X-110		95	0.067X+1.9	-
168-173	X-110		95	0.097X-4.8	
173-184	X-110		95	0.127X-9.4	
184-209	X-110		95	0.127X-7.6	-
209-227	X-110		95	0.127X-6.4	-
227-242	X-110	-132	95	0.127X-6.4	0.873X-198.6
242-330	X-110		88	0.127X-6.4	0.873X-191.6
330-410	0.75X-27.5		88	0.095X+4	0.655X-119.5
410-476	0.85X-68.5	-336	88	0.108X-1.2	0.742X-155.3
476-656	0.85X-68.5	-489	68	0.108X-1.2	0.742X-135.3
656-760	0.85X-68.5	-	63	0.108X-1.2	0.742X-130.3
760-770	0.85X-68.5		63	0.006X+98.2	0.844X-229.7
770-843	0.95X-145.5	-655	63	0.007X+97.7	0.943X-306.2
843-1000	0.95X-145.5		58	0.007X+97.7	0.943X-301.2
1000-2546	X-195.5	-2350	58	0.007X+97.3	0.993X-350.8
2546-2596	X-195.5	-2400	48	0.007X+97.3	0.993X-340.8
2596-2646	X-195.5	-2450	32	0.007X+97.3	0.993X-324.8
2646-2696	X-195.5	-2500	16	0.007X+97.3	0.993X-308.8
2696-3196	X-195.5		0	0.007X+97.3	0.933X-292.8
3196-	X-195.5		0	120	X-315.5

◆課税ブラケットと税額

所得税の課税ブラケット（限界税率）における課税所得に対応する収入は以下のとおりとなり、税額は以下のように算出できる。

限界税率	課税所得 =A	対応する収入 =X	税額の計算式
5%	0-195	227-472	0.05*A
10%	195-330	472-627	0.1*A-9.75
20%	330-695	627-1053	0.2*A-42.75
23%	695-900	1053-1260	0.23*A-63.6
33%	900-1800	1260-2166	0.33*A-153.6
40%	1800-4000	2166-4316	0.4*A-279.6
45%	4000-	4316-	0.45*A-479.6

3)住民税額の算出

均等割は、課税最低限 45 万円（年金収入 155 万円）以上で 0.5 万円となる。

所得割は、課税所得は以下のとおりとなり、課税最低限は $[0.933X-154.9=0]$ を解くことにより 166 万円となる。

収入(万円) =X	公的年金控除 後の雑所得	基礎 控除	社会保険料控除	課税所得 =A	所得割	均等割
0-80	0	43	3.8	-	0	0
80-110	0	43	4.8	-		
110-115	X-110	43	4.8	-		
115-153	X-110	43	6.8	-		
153-155	X-110	43	$0.06X-1.2$	-		
155-166	X-110	43	$0.067X+1.9$	-	$0.1 \cdot A$	0.5
166-168	X-110	43	$0.067X+1.9$	$0.933X-154.9$		
168-173	X-110	43	$0.097X-4.8$	$0.903X-148.2$		
173-184	X-110	43	$0.127X-9.4$	$0.873X-143.6$		
184-209	X-110	43	$0.127X-7.6$	$0.873X-145.4$		
209-330	X-110	43	$0.127X-6.4$	$0.873X-146.6$		
330-410	$0.75X-27.5$	43	$0.095X+4$	$0.655X-74.5$		
410-760	$0.85X-68.5$	43	$0.108X-1.2$	$0.742X-110.3$		
760-770	$0.85X-68.5$	43	$0.006X+98.2$	$0.844X-209.7$		
770-1000	$0.95X-145.5$	43	$0.007X+97.7$	$0.943X-286.2$		
1000-2596	X-195.5	43	$0.007X+97.3$	$0.993X-335.8$		
2596-2646	X-195.5	29	$0.007X+97.3$	$0.993X-321.8$		
2646-2696	X-195.5	15	$0.007X+97.3$	$0.993X-307.8$		
2696-3196	X-195.5	0	$0.007X+97.3$	$0.933X-292.8$		
3196-	X-195.5	0	120	X-315.5		

4)まとめ(年金所得者1の所得税・住民税・社会保険料負担の一覧)

収入 =X	所得税	住民税	社会保険料 (本人)
0-80	-	-	3.8
80-100	-	-	4.8
100-115	-	-	4.8
115-153	-	-	6.8
153-155	-	-	$0.06X-1.2$
155-166	-	0.5	$0.067X+1.9$
166-168	-	$0.1 \cdot (0.933X-154.9)+0.5$	$0.067X+1.9$
168-173	-	$0.1 \cdot (0.903X-148.2)+0.5$	$0.097X-4.8$
173-184	-	$0.1 \cdot (0.873X-143.6)+0.5$	$0.127X-9.4$
184-209	-	$0.1 \cdot (0.873X-145.4)+0.5$	$0.127X-7.6$
209-227	-	$0.1 \cdot (0.873X-146.6)+0.5$	$0.127X-6.4$

227-242	$0.05*(0.873X-198.6)$	$0.1*(0.873X-146.6)+0.5$	$0.127X-6.4$
242-330	$0.05*(0.873X-191.6)$	$0.1*(0.873X-146.6)+0.5$	$0.127X-6.4$
330-410	$0.05*(0.655X-119.5)$	$0.1*(0.655X-74.5)+0.5$	$0.095X+4$
410-476	$0.05*(0.742X-155.3)$	$0.1*(0.742X-110.3)+0.5$	$0.108X-1.2$
472-476	$0.1*(0.742X-155.3)-9.75$	$0.1*(0.742X-110.3)+0.5$	$0.108X-1.2$
476-627	$0.1*(0.742X-135.3)-9.75$	$0.1*(0.742X-110.3)+0.5$	$0.108X-1.2$
627-656	$0.2*(0.742X-135.3)-42.75$	$0.1*(0.742X-110.3)+0.5$	$0.108X-1.2$
656-760	$0.2*(0.742X-130.3)-42.75$	$0.1*(0.742X-110.3)+0.5$	$0.108X-1.2$
760-770	$0.2*(0.844X-229.7)-42.75$	$0.1*(0.844X-209.7)+0.5$	$0.006X+98.2$
770-843	$0.2*(0.943X-306.2)-42.75$	$0.1*(0.943X-286.2)+0.5$	$0.007X+97.7$
843-1000	$0.2*(0.943X-301.2)-42.75$	$0.1*(0.943X-286.2)+0.5$	$0.007X+97.7$
1000-1053	$0.2*(0.993X-350.8)-42.75$	$0.1*(0.993X-335.8)+0.5$	$0.007X+97.3$
1053-1260	$0.23*(0.993X-350.8)-63.6$	$0.1*(0.993X-335.8)+0.5$	$0.007X+97.3$
1260-2166	$0.33*(0.993X-350.8)-153.6$	$0.1*(0.993X-335.8)+0.5$	$0.007X+97.3$
2166-2546	$0.4*(0.993X-350.8)-279.6$	$0.1*(0.993X-335.8)+0.5$	$0.007X+97.3$
2546-2596	$0.4*(0.993X-340.8)-279.6$	$0.1*(0.993X-335.8)+0.5$	$0.007X+97.3$
2596-2646	$0.4*(0.993X-324.8)-279.6$	$0.1*(0.993X-321.8)+0.5$	$0.007X+97.3$
2646-2696	$0.4*(0.993X-308.8)-279.6$	$0.1*(0.993X-307.8)+0.5$	$0.007X+97.3$
2696-3196	$0.4*(0.933X-292.8)-279.6$	$0.1*(0.933X-292.8)+0.5$	$0.007X+97.3$
3196-4316	$0.4*(X-315.5)-279.6$	$0.1*(X-315.5)+0.5$	120
4316-	$0.45*(X-315.5)-479.6$	$0.1*(X-315.5)+0.5$	120

4、「年金受給者2(年金収入と給与収入が半々)」

1)合計所得額の算出

社会保険料額などを算出するうえで、まず、給与収入別の合計所得額を算出すると、以下のとおりとなる。

収入 =2X	年金収入 給与収入 =X	公的年金等控 除後の雑所得	給与収入 =X	給与所得控除 後の給与所得	合計所得額
0-130	0-65	0	0-65	0	0
130-220	65-110	0	65-110	X-65	X-65
220-380	110-190	X-110	110-190	X-65	2X-175
380-660	190-330	X-110	190-330	X-(0.3X+8)	1.7X-118
660-720	330-360	0.75X-27.5	330-360	X-(0.3X+8)	1.45X-35.5
720-820	360-410	0.75X-27.5	360-410	X-(0.2X+44)	1.55X-71.5
820-1320	410-660	0.85X-68.5	410-660	X-(0.2X+44)	1.65X-112.5
1320-1540	660-770	0.85X-68.5	660-770	X-(0.1X+110)	1.75X-178.5
1540-1700	770-850	0.95X-145.5	770-850	X-(0.1X+110)	1.85X-255.5
1700-2000	850-1000	0.95X-145.5	850-1000	X-195	1.95X-340.5
2000-2390	1000-1195	X-195.5	1000-1195	X-195	2X-390.5

2390-4390	1195-2195	X-185.5	1195-2195	X-195	2X-380.5
4390-	2195-	X-175.5	2195-	X-195	2X-370.5

2)社会保険料の算出

上記1の前提に基づき、社会保険料額は以下のように算出できる。

収入 =2X	年金収入 給与収入 =X	健康保険	介護保険	社会保険料 計 (本人負担)	社会保険料 (事業主負担)
0-145	0-72.5	0.3*6	2	3.8	0
145-185	72.5-92.5	0.3*6	3	4.8	0
185-212	92.5-106	0.3*6	5	6.8	0
212-220	106-110	0.05X	5	0.05X+5	0.06X
220-380	110-190	0.05X	$0.007*(2X-175-43)+7$	$0.064X+5.5$	0.06X
380-660	190-330	0.05X	$0.007*(1.7X-118-43)+7$	$0.062X+5.9$	0.06X
660-720	330-360	0.05X	$0.007*(1.45X-35.5-43)+7$	$0.06X+6.5$	0.06X
720-820	360-410	0.05X	$0.007*(1.55X-71.5-43)+7$	$0.061X+6.2$	0.06X
820-1320	410-660	0.05X	$0.007*(1.65X-112.5-43)+7$	$0.062X+5.9$	0.06X
1320- 1540	660-770	0.05X	$0.007*(1.75X-178.5-43)+7$	$0.062X+5.4$	0.06X
1540- 1700	770-850	0.05X	$0.007*(1.85X-255.5-43)+7$	$0.063X+4.9$	0.06X
1700- 2000	850-1000	0.05X	$0.007*(1.95X-340.5-43)+7$	$0.064X+4.3$	0.06X
2000- 2390	1000- 1195	0.05X	$0.007*(2X-390.5-43)+7$	$0.064X+4$	0.06X
2390- 3381	1195- 1691	0.05X	$0.007*(2X-380.5-43)+7$	$0.064X+4$	0.06X
3381- 4398	1691- 2199	0.05X	28	$0.05X+28$	0.06X
4398-	2199-	110	28	138	$0.01X+110$

3)所得税額の算出

◆課税所得

改正後の制度（2025年適用）では、収入に応じた課税所得は以下のとおりとなる。改正後の基礎控除は、「年金所得者1」の場合と同様、合計所得額に応じて整理している。

課税最低限は $[1.936X-275.5=0]$ を解くことにより 285 万円となる。

収入	年金収入	合計所得額	基礎	社会保険料控除	課税所得
----	------	-------	----	---------	------

=2X	給与収入 =X		控除		=A
0-130	0-65	0	95	3.8	-
130-145	65-72.5	X-65	95	3.8	-
145-185	72.5-92.5	X-65	95	4.8	-
185-212	87.5-106	X-65	95	6.8	-
212-220	106-110	X-65	95	0.05X+5	-
220-285	110-143	2X-175	95	0.064X+5.5	-
285-307	143-154	2X-175	95	0.064X+5.5	1.936X-275.5
307-380	154-190	2X-175	88	0.064X+5.5	1.936X-268.5
380-534	190-267	1.7X-118	88	0.062X+5.9	1.638X-211.9
534-660	267-330	1.7X-118	68	0.062X+5.9	1.638X-191.9
660-720	330-360	1.45X-35.5	68	0.06X+6.5	1.39X-110
720-723	360-362	1.55X-71.5	68	0.061X+6.2	1.489X-145.7
723-820	362-410	1.55X-71.5	63	0.061X+6.2	1.489X-140.7
820-930	410-465	1.65X-112.5	63	0.062X+5.9	1.588X-181.4
930-1320	465-660	1.65X-112.5	58	0.062X+5.9	1.588X-176.4
1320-1540	660-770	1.75X-178.5	58	0.062X+5.4	1.688X-241.9
1540-1700	770-850	1.85X-255.5	58	0.063X+4.9	1.787X-318.4
1700-2000	850-1000	1.95X-340.5	58	0.064X+4.3	1.886X-402.8
2000-2390	1000-1195	2X-390.5	58	0.064X+4	1.936X-452.5
2390-2731	1195-1366	2X-380.5	58	0.064X+4	1.936X-442.5
2731-2781	1366-1391	2X-380.5	48	0.064X+4	1.936X-432.5
2781-2831	1391-1416	2X-380.5	32	0.064X+4	1.936X-416.5
2831-2881	1416-1441	2X-380.5	16	0.064X+4	1.936X-400.5
2881-3381	1441-1691	2X-380.5	0	0.064X+4	1.936X-384.5
3381-4390	1691-2195	2X-380.5	0	0.05X+28	1.95X-408.5
4390-4398	2195-2199	2X-370.5	0	0.05X+28	1.95X-398.5
4398-	2199-	2X-370.5	0	138	2X-508.5

◆課税ブラケットと税額

所得税の課税ブラケット（限界税率）における課税所得に対応する収入は以下のとおりとなり、税額は以下のように算出できる。

限界税率	課税所得 =A	対応する収入 =2X	税額の計算式
5%	0-195	285-497	0.05*A
10%	195-330	497-637	0.1*A-9.75
20%	330-695	637-1097	0.2*A-42.75

23%	695-900	1097-1353	$0.23 \cdot A - 63.6$
33%	900-1800	1353-2327	$0.33 \cdot A - 153.6$
40%	1800-4000	2327-4509	$0.4 \cdot A - 279.6$
45%	4000-	4509-	$0.45 \cdot A - 479.6$

4)住民税額の算出

均等割は、課税最低限 45 万円（年金収入・給与収入あわせ 220 万円）以上で 0.5 万円となる。

所得割は、課税所得は以下のとおりとなり、課税最低限は $[1.933X - 154.9 = 0]$ を解くことにより 231 万円となる。

収入(万円) =2X	合計所得額	基礎 控除	社会保険料控除	課税所得 =A	所得割	均等割
0-130	0	43	3.8	-	0	0
130-145	X-65	43	3.8	-		
145-185	X-65	43	4.8			
185-212	X-65	43	6.8	-		
212-220	X-65	43	$0.05X + 5$	-		
220-231	2X-175	43	$0.064X + 5.5$	-		
231-380	2X-175	43	$0.064X + 5.5$	$1.936X - 223.5$	$0.1 \cdot A$	0.5
380-660	$1.7X - 118$	43	$0.062X + 5.9$	$1.638X - 166.9$		
660-720	$1.45X - 35.5$	43	$0.06X + 6.5$	$1.39X - 85$		
720-820	$1.55X - 71.5$	43	$0.061X + 6.2$	$1.489X - 120.7$		
820-1320	$1.65X - 112.5$	43	$0.062X + 5.9$	$1.588X - 161.4$		
1320-1540	$1.75X - 178.5$	43	$0.062X + 5.4$	$1.688X - 226.9$		
1540-1700	$1.85X - 255.5$	43	$0.063X + 4.9$	$1.787X - 303.4$		
1700-2000	$1.95X - 340.5$	43	$0.064X + 4.3$	$1.886X - 387.8$		
2000-2390	$2X - 390.5$	43	$0.064X + 4$	$1.936X - 437.5$		
2390-2781	$2X - 380.5$	43	$0.064X + 4$	$1.936X - 427.5$		
2781-2831	$2X - 380.5$	29	$0.064X + 4$	$1.936X - 413.5$		
2831-2881	$2X - 380.5$	15	$0.064X + 4$	$1.936X - 399.5$		
2881-3381	$2X - 380.5$	0	$0.064X + 4$	$1.936X - 384.5$		
3381-4390	$2X - 380.5$	0	$0.05X + 28$	$1.95X - 408.5$		
4390-4398	$2X - 370.5$	0	$0.05X + 28$	$1.95X - 398.5$		
4398-	$2X - 370.5$	0	138	$2X - 508.5$		

5)まとめ(年金所得者2の所得税・住民税・社会保険料負担の一覧)

収入 =2X	所得税	住民税	社会保険料 (本人)	社会保 険料 (事業
-----------	-----	-----	---------------	------------------

				主)
0-130	-	-	3.8	-
130-145	-	-	3.8	-
145-185	-	-	4.8	-
185-212	-	-	6.8	-
212-220	-	-	0.05X+5	0.06X
220-231	-	0.5	0.064X+5.5	0.06X
231-285	-	0.1*(1.936X-223.5)+0.5	0.064X+5.5	0.06X
285-307	0.05*(1.936X-275.5)	0.1*(1.936X-223.5)+0.5	0.064X+5.5	0.06X
307-380	0.05*(1.936X-268.5)	0.1*(1.936X-223.5)+0.5	0.064X+5.5	0.06X
380-497	0.05*(1.638X-211.9)	0.1*(1.638X-166.9)+0.5	0.062X+5.9	0.06X
497-534	0.1*(1.638X-211.9)-9.75	0.1*(1.638X-166.9)+0.5	0.062X+5.9	0.06X
534-637	0.1*(1.638X-191.9)-9.75	0.1*(1.638X-166.9)+0.5	0.062X+5.9	0.06X
637-660	0.2*(1.638X-191.9)-42.75	0.1*(1.638X-166.9)+0.5	0.062X+5.9	0.06X
660-720	0.2*(1.39X-110)-42.75	0.1*(1.39X-85)+0.5	0.06X+6.5	0.06X
720-723	0.2*(1.489X-145.7)-42.75	0.1*(1.489X-120.7)+0.5	0.061X+6.2	0.06X
723-820	0.2*(1.489X-140.7)-42.75	0.1*(1.489X-120.7)+0.5	0.061X+6.2	0.06X
820-930	0.2*(1.588X-181.4)-42.75	0.1*(1.588X-161.4)+0.5	0.062X+5.9	0.06X
930-1097	0.2*(1.588X-176.4)-42.75	0.1*(1.588X-161.4)+0.5	0.062X+5.9	0.06X
1097-1320	0.23*(1.588X-176.4)-63.6	0.1*(1.588X-161.4)+0.5	0.062X+5.9	0.06X
1320-1353	0.23*(1.688X-241.9)-63.6	0.1*(1.688X-226.9)+0.5	0.062X+5.4	0.06X
1353-1540	0.33*(1.688X-241.9)-153.6	0.1*(1.688X-226.9)+0.5	0.062X+5.4	0.06X
1540-1700	0.33*(1.787X-318.4)-153.6	0.1*(1.787X-303.4)+0.5	0.063X+4.9	0.06X
1700-2000	0.33*(1.886X-402.8)-153.6	0.1*(1.886X-387.8)+0.5	0.064X+4.3	0.06X
2000-2327	0.33*(1.936X-452.5)-153.6	0.1*(1.936X-437.5)+0.5	0.064X+4	0.06X
2327-2390	0.4*(1.936X-452.5)-279.6	0.1*(1.936X-437.5)+0.5	0.064X+4	0.06X
2390-2731	0.4*(1.936X-442.5)-279.6	0.1*(1.936X-427.5)+0.5	0.064X+4	0.06X
2731-2781	0.4*(1.936X-432.5)-279.6	0.1*(1.936X-427.5)+0.5	0.064X+4	0.06X
2781-2831	0.4*(1.936X-416.5)-279.6	0.1*(1.936X-413.5)+0.5	0.064X+4	0.06X
2831-2881	0.4*(1.936X-400.5)-279.6	0.1*(1.936X-399.5)+0.5	0.064X+4	0.06X
2881-3381	0.4*(1.936X-384.5)-279.6	0.1*(1.936X-384.5)+0.5	0.064X+4	0.06X
3381-4390	0.4*(1.95X-408.5)-279.6	0.1*(1.95X-408.5)+0.5	0.05X+28	0.06X
4390-4398	0.4*(1.95X-398.5)-279.6	0.1*(1.95X-398.5)+0.5	0.05X+28	0.06X
4398-4509	0.4*(2X-508.5)-279.6	0.1*(2X-508.5)+0.5	138	0.01X+110
4509-	0.45*(2X-508.5)-479.6	0.1*(2X-508.5)+0.5	138	0.01X+110

5、消費税額の推計

収入階層に応じた消費税負担については、総務省家計調査（2024 年）および家計構造調査（2019 年）

を参考に、次表に基づき推計する。

なお、現役世代と高齢者では、直観的には後者のほうが（特に低所得層に関して）消費支出が大きくなる余地があるように思われるが、上記調査における勤労世帯と高齢世帯のデータで大きな差異はみられないため、同一の数値とする。

収入（万円）	100	200	300	400	500	600	800	1000	1800
消費支出／収入	120%	90%	80%	70%	60%	55%	50%	45%	35%
軽減対象／消費支出	28%	25%	24%	23%	22%	21%	20%	19%	15%
消費支出（万円）	120	180	240	280	300	330	400	450	630
軽減対象消費	34	45	58	64	66	69	80	86	95
消費税額	11	17	23	27	29	32	38	43	61
消費税負担率	11%	9%	8%	7%	6%	5%	5%	4%	3%

付論3 米国・英国・ドイツ・フランスの所得税と社会保険料

以下では、主に”OECD Taxing Wages 2025”に基づき、扶養者のない給与所得者について、所得税と社会保険料の負担額を示す。（出典は、”OECD Taxing Wages 2025”以外の文献のみを示している。）

1、米国

1) 所得税

米国では、連邦所得税のほか、地方政府（州・市）の課す所得税がある（州では、50州のうち41州）。地方政府の所得税は地域により税率などが異なるため、ここでは連邦所得税のみを扱う。

◆税率

税率は以下のように設定されている（2024年分）。

課税所得(ドル)	限界税率(%)
0-11,600	10
11,601-47,150	12
47,151-100,525	22
100,526-191,950	24
191,951-243,725	32
243,726-609,350	35
609,351-	37

◆基本的な控除

日本の基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除に相当する基本的な控除として、以下がある。

標準控除(standard deductions)：14,600ドル

（各種経費のほか医療費なども含め、実額控除の代わりに選択できる概算控除の仕組みである。”

OECD Taxing Wages 2025”では基礎控除と扱われているが、むしろ給与所得控除に近い。）

基礎控除にむしろ近いのは人的控除(personal exemptions)だが、2024年はゼロとされている⁴⁴。

社会保険料控除に相当する控除はない。

以上のほか、勤労税額控除（Earned Income Tax Credit）： 7.65%の所得補給。年収8,260ドルまで増し（補給額632ドル）、年収10,330ドルから逡減、年収18,591ドルで0に。25-65歳に適用される。次のように表すことができる。

給与収入 =x	補給額
0-8,260	0.0765x

⁴⁴ <https://www.irs.gov/newsroom/irs-provides-tax-inflation-adjustments-for-tax-year-2024>

8,260-10,330	632
10,330-18,591	$-0.0765(x-10,330)+632$ $=-0.0765x+1,422$
18,591-	0

◆税額の概算

以上より、扶養者のない単身者の場合、標準控除の適用を前提とすると⁴⁵、給与収入に応じた税額は以下のとおりとなる。

給与収入(ドル)= x	課税所得(ドル)	限界税率 (%)	税額(ドル)
0-8,260	-	0	-0.0765x
8,260-10,330	-	0	-632
10,330-14,600	-	0	$0.0765x-1,422$
14,600-18,591	$x-14,600$	10	$0.1765x-2,882$
18,591-26,200	$x-14,600$	10	$0.1x-1,460$
26,200-61,750	$x-14,600$	12	$0.12x-1,984$
61,750-115,125	$x-14,600$	22	$0.22x-8,159$
115,125-206,550	$x-14,600$	24	$0.24x-10,462$
206,550-258,325	$x-14,600$	32	$0.32x-26,985$
258,325-623,950	$x-14,600$	35	$0.35x-34,735$
623,950-	$x-14,600$	37	$0.37x-47,214$

2)社会保険料

強制加入の社会保険料は以下のように定められている。

<本人負担>

- ・年金保険： 7.65%（6.2%は年金、1.45%は高齢期医療）。うち 6.2%は 168,600 ドルで上限、1.45%は上限なし。200,000 ドルを超える収入に対し 0.9%の追加税。

<事業主負担>

- ・年金保険： 7.65%。うち 6.2%は 168,600 ドルで上限、1.45%は上限なし。
- ・失業保険： 6%、7,000 ドルで上限。

⁴⁵ 米国は、伝統的には実額控除を選択する納税者が相当比率を占めたが（80年代以降、概ね 30～40%程度）、近年は約 9 割の納税者が標準控除を選択している（IRS レポート、<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/soi-a-inpre-id2303.pdf>）。

(注) 米国の年金保険料は所得税と一緒に内国歳入庁が徴収するため「社会保障税」と呼ばれる。

以上より、次表のとおりとなる。

給与収入(ドル)= x	社会保険料額(ドル) 本人負担	社会保険料額(ドル) 事業主負担
0-7,000	0.0765x	0.1365x
7,000-168,600	0.0765x	0.0765x+420
168,600-200,000	0.0145x+10,453	0.0145x+10,873
200,000-	0.0235x+8,653	0.0145x+10,873

2、英国

1)所得税

英国では、国の所得税があり、個人所得に課される地方税はない（スコットランド政府を除く）。

◆税率

税率は、以下のように設定されている（2024 年分）。

課税所得(ポンド)	限界税率(%)
0-37,700	20
37,700-125,140	40
125,140 超	45

◆基本的な控除

日本の基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除に相当する基本的な控除として、以下がある。

基礎控除（人的控除）： 12,570 ポンド（課税所得 100,000 ポンドから所得 2 ポンドにつき 1 ポンドずつ逡減し、所得 125,140 ポンドで消失）

給与所得控除、社会保険料控除に相当する控除はない。

このほか、ユニバーサル・クレジット： 従来の勤労控除・児童控除から段階的に移行。単身者の場合、月額最大 393.45 ポンド（年換算 4,721 ポンド）。月収 673 ポンド（年換算 8,076 ポンド）を超えると比率 0.55（収入 1 ポンドにつき 0.55 ポンド減）で逡減。

◆税額の概算

以上より、扶養者のない単身者の場合、給与収入に応じた税額は以下のとおりとなる。

給与収入(ポンド)= x	限界税率(%)	税額(ポンド)
0-8,076	0	-4,721
8,076-12,570	0	0.55x-9,163
12,570-16,660	20	0.75x-11,677
16,660-50,270	20	0.2 x-2,514
50,270-100,000	40	0.4 x-12,568
100,000-125,140	40	0.6 x-32,568
125,140-	45	0.45X-13,797

2) 社会保険料

社会保険料 (National Insurance Contributions, NIC) の負担率は以下のように定められている。

< 本人負担 >

- ・ 週給 242 ポンド (年換算 12,570 ポンド) まで： 免除
- ・ 週給 242～967 ポンド (年換算 50,284 ポンド)： 8%
- ・ 週給 967 ポンド超： 上記上限額+超過分の 2%

< 事業主負担 >

- ・ 週給 175 ポンド (年換算 9,100 ポンド) まで： 免除
- ・ 週給 175 ポンド超： 13.8%

以上より、次表のとおりとなる。

給与収入(£)= x	社会保険料額(£) 本人負担	社会保険料額(£) 事業主負担
0-9,100	0	0
9,100-12,570	0	0.138x
12,570-50,284	0.08x	0.138x
50,284-	0.02x+3,017	0.138x

3、ドイツ

1) 所得税

ドイツでは、所得税は共有税として連邦・州・市町村に分配される⁴⁶。

⁴⁶ 財務省資料 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a08) より。

◆税率

税率は以下のように公表されている（2024 年分）。

課税所得(ユーロ)	税額(ユーロ)	
0-11,784	0	基本手当
11,785-17,005	$(954.80 \cdot b + 1,400) \cdot b$	b: 課税所得のうち 11,784 ユーロを超える部分の 10,000 分の 1
17,006-66,760	$(181.19 \cdot c + 2,397) \cdot c + 991.21$	c: 課税所得のうち 17,005 ユーロを超える部分の 10,000 分の 1
66,761-277,825	$0.42 \cdot a - 10,636.31$	a: 課税所得
277,826-	$0.45 \cdot a - 18,971.06$	a: 課税所得

限界税率につき整理すれば以下のようになる。

課税所得(ユーロ)	限界税率(%)
0-11,784	0
11,785-17,005	$(954.80 \cdot b + 1,400) / 100$
17,006-66,760	$(181.19 \cdot c + 2,397) / 100$
66,761-277,825	42
277,826-	45

第二段階と第三段階ではブラケット内で限界税率が逡増する特異な方式である。各種資料ではわかりやすさのため、第二段階を「14～24%」、第三段階を「24～42%」と表記されることもある。ただし、単身者の場合、上記数式から算出される税率はそれぞれ「14～19%」「24～33%」となり、税率は連続的にならないので留意を要する（夫婦単位課税を選択した場合は、課税所得が倍額になり、それぞれのブラケットの税率は「14～24%」「24～42%」となる）。

◆基本的な控除

日本の基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除に相当する基本的な控除として、以下がある。

基礎控除はない。第一段階のブラケットでは税率ゼロとなる、ゼロ税率方式がとられている。

給与所得控除：1,230 ユーロ（実額と選択可能な概算控除）

社会保険料控除：

- ・年金： 最大 27,565 ユーロまで控除可。

- ・医療・介護・失業： 医療保険は96%、介護保険は全額控除可。合計1,900ユーロまでは失業保険もその枠内で控除可。

◆税額の概算

→社会保険料を概算したうえで3)で示す。

2)社会保険料

強制加入の社会保険料は以下のように定められている。

年金： 本人・事業主で9.3%ずつ。収入90,600ユーロで上限。

医療： 本人・事業主で7.3%ずつに加え、補足負担0.85%ずつ。収入62,100ユーロで上限。

失業： 本人・事業主で1.3%ずつ。収入90,600ユーロで上限。

介護： 本人・事業主で1.7%ずつ。収入62,100ユーロで上限。子どものない者には追加負担（本人負担のみ）0.6%。

以上より、次表のとおりとなる。

給与収入(€)= x	社会保険料額(€) 本人負担	社会保険料額(€) 事業主負担
0-62,100	0.2105x	0.2045x
62,100-90,600	0.106x+6,489	0.106x+6,117
90,600-	16,093	15,721

3) 所得税額の概算

以上に基つき、扶養者のない単身者につき、給与所得控除（概算控除）の適用を前提とすると、まず、給与収入に応じた所得控除額は以下のとおりとなる。

給与収入 (ユーロ)=x	所得控除額(ユーロ)
0-16,632	$(0.093+0.0815*0.96+0.013+0.023)x+1,230$ $=0.207x+1,230$
16,632-62,100	$(0.093+0.0815*0.96+0.023)x+0.013*16,632+1,230$ $=0.194x+1,446$
62,100-90,600	$0.093x+(0.0815*0.96+0.023)*62,100+0.013*16,632+1,230$ $=0.093x+7,733$
90,600-	$0.093*90,600+7,733$ $=16,159$

注) 給与収入16,632ユーロの算出： 社会保険料控除の適用に関して、

$(0.0815 \times 0.96 + 0.013 + 0.023)x = 1,900$ となるのは $x = 16,632$

ここから各限界税率に対応する給与収入を算出すると、扶養者のない者の場合、以下のようになり、これに基づき税額を算出できる。

給与収入 (ユーロ) = x	課税所得 (所得控除後)	限界税率(%)	税額(ユーロ)
0-16,411	0	0	0
16,411-16,632	$0.793x - 1,230$	[14~19] $0.000757x + 1.57$	$0.00000600x^2 - 0.0861x - 204$
16,632-22,892	$0.806x - 1,446$	[14~19] $0.000770x + 1.37$	$0.00000621x^2 - 0.0908x - 181$
22,892-62,100	$0.806x - 1,446$	[24~33] $0.000146x + 20.63$	$0.00000118x^2 + 0.1393x - 2,815$
62,100-82,131	$0.907x - 7,733$	[24~33] $0.000164x + 19.49$	$0.00000149x^2 + 0.1362x - 3,830$
82,131-90,600	$0.907x - 7,733$	42	$0.3809x - 13,884$
90,600-293,984	$x - 16,159$	42	$0.42x - 17,423$
293,984-	$x - 16,159$	45	$0.45x - 25,758$

4、フランス

1) 所得税

◆税率

フランスでは、国の所得税があり、個人所得に課される地方税はない⁴⁷。

税率は以下のように公表されている（2024 年分）。

⁴⁷ 財務省資料（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a08）より。

課税所得(ユーロ)	限界税率(%)
0-11,294	0
11,295-28,797	11
28,798-82,341	30
82,342-177,106	41
177,106 超	45

さらに、高所得者には追加的に特別税率が課される。

課税所得(ユーロ)	特別税率(%)
250,000-500,000	3
500,000 超	4

◆基本的な控除

日本の基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除に相当する基本的な控除として、以下がある。

基礎控除はない。第一段階のブラケットでは税率ゼロとなる、ゼロ税率方式がとられている。

給与所得控除：給与収入（社会保険料控除後）の 10%。下限 495 ユーロ、上限 14,171 ユーロ。実額と選択可能な概算控除

社会保険料等の控除：

- ・ C S G（一般社会拠出金）=9.2%：うち 6.8%のみ控除可
- ・ C R D S（社会保障負債返済拠出金）=0.5%：控除不可
- ・ 強制加入の社会保険料：控除可

このほか、以下の税額控除がある。

勤労税額控除（In-work benefit）：

実際にはより複雑だが、单身者につき簡略化すると概ね以下の式で示すことができる⁴⁸

- ・ 補給額（月）= $595.25 + 0.61 \times \text{課税所得} + \text{収入に応じたボーナス} - \max[595.25, \text{課税所得} + 72.93]$
- ・ 収入に応じたボーナス：収入 €687.35 までゼロ、€687.35 から €1,398 の間は逡増、€1,398 から €173.22

この場合、課税所得（年）に応じて次の表のようになる。

課税所得 =A	補給額
-6,268	0.61A
6,268-8,248	-0.39A+6,268
8,248-16,776	-0.15A+4,257

⁴⁸ <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/topics/policy-sub-issues/incomes-support-redistribution-and-work-incentives/TaxBEN-France-latest.pdf>

16,776-21,401	-0.39A+8,346
21,401-	0

低所得者向け税額控除（Guaranteed minimum income benefit）⁴⁹：

単身者について簡略化すると概ね以下の式で示することができる

・補給額（月）＝607.75-〔課税所得+72.93〕

この場合、課税所得（年）に応じて次の表のようになる。

課税所得 =A	補給額
-6,418	-A+6,418
6,418-	0

◆税額の概算

→社会保険料等を概算したうえで4）で示す。

2)CSG(一般社会拠出金)、CRDS(社会保障負債返済拠出金)

社会保障に係る税財源を付加価値税以外にも確保するため、勤労所得と資産性所得を課税ベースとして、1991年にCSG（一般社会拠出金）、1996年にCRDS（社会保障負債返済拠出金）が創設された。

2024年の料率は次のとおり設定されている。

- ・CSG（一般社会拠出金）： 9.2%（うち6.8%のみ控除可）
- ・CRDS（社会保障負債返済拠出金）： 0.5%（控除不可）

3)社会保険料

強制加入の社会保険料は以下のように定められている（2024年）。

	本人	事業主
年金	6.9%（ α でシーリング） +0.4%	8.55%（ α でシーリング） +2.02%
健康	0.0%	13.0% （最低賃金の2.5倍までは7.0%）
失業	0.0%	4.05%（ $\alpha \times 4$ でシーリング）
補足年金	3.15%～（ α まで） 8.64%（ $\alpha \sim \alpha \times 8$ ）	4.72%～（ α まで） 12.95%（ $\alpha \sim \alpha \times 8$ ）

α ：上限は€46,368、適用される最低賃金：€1,766.92（2.5倍の年換算は€53,008）

以上より、次表のとおりとなる。

⁴⁹ 同上

給与収入(€) = x	社会保険料額(€) 本人負担	社会保険料額(€) 事業主負担
0-46,368	$[(0.0699+0.004+0.0315)x]$ $=0.1045x$	$[(0.0855+0.0202+0.07+0.0405$ $+0.0472)x]$ $=0.2634x$
46,368-53,008	$[(0.004+0.0864)x+46,368*0.069$ $+46,368*(0.0315-0.0864)]$ $=0.0904x+654$	$[(0.0202+0.07+0.0405+0.1295)x+46,368$ $*0.0855+46,368*(0.0472-0.1295)]$ $=0.2602x+125$
53,008-185,472	$0.0904x+654$	$[(0.0202+0.13+0.0405+0.1295)x+125]$ $=0.3202x+125$
185,472-370,944	$0.0904x+654$	$[(0.202+0.13+0.1295)x+125+185,472$ $*0.0405]$ $=0.2797x+7,637$
370,944-	$[0.004x+654+370,944*0.0864]$ $=0.004x+32,704$	$[(0.0202+0.13)x+7,637+370,944*0.1295]$ $=0.1502x+55,674$

4) 所得税額の概算

以上に基づき、扶養者のない単身者につき、給与所得控除（概算控除）の適用を前提とすると、まず、給与収入に応じた所得控除額は以下のように概算できる。

給与収入(ユーロ) = x	社会保険料控除	CSGの控除	給与所得控除	所得控除計
0-5,528	$0.1045x$	$0.068x$	495	$0.173x+495$
5,528-46,368	$0.1045x$	$0.068x$	$0.1*(x-0.1045x)$	$0.262x$
46,368-156,512	$0.0904x+654$	$0.068x$	$0.1*(x-0.0904x-654)$	$0.249x+589$
156,512-370,944	$0.0904x+654$	$0.068x$	14,171	$0.158x+14,825$
370,944-	$0.004x+32,704$	$0.068x$	14,171	$0.072x+46,875$

ここから各限界税率に対応する給与収入を算出すると、扶養者のない者の場合、以下のようになり、これに基づき税額を算出できる。

給与収入 (㇁ー㇀) =x	課税所得=A	限界税率	税額控除前の 税額	税額控除	所得税額
0-5,528	0.827x-495	0	0	-0.39A +6,418	0.323x-6,611
5,528-8,493	0.738x	0	0	-0.39A +6,418	0.288x-6,418
8,493-8,696	0.738x	0	0	-1.39A +12,686	1.023x-12,686
8,696-11,176	0.738x	0	0	-0.39A +6,268	0.288x-6,268
11,176-15,304	0.738x	0	0	-0.15A +4,257	0.111x-4,257
15,304-22,731	0.738x	11%	0.081x-1,242	-0.15A +4,257	0.192x-5,499
22,731-28,999	0.738x	11%	0.081x-1,242	-0.39A +8,346	0.369x-9,588
28,999-39,020	0.738x	11%	0.081x-1,242	0	0.081x-1,242
39,020-46,368	0.738x	30%	0.221x-6,714	0	0.221x-6,714
46,368- 110,426	0.751x-589	30%	0.225x-6,891	0	0.225x-6,891
110,426- 156,512	0.751x-589	41%	0.300x-16,014	0	0.300x-16,014
156,512- 227,947	0.842x-14,825	41%	0.345x-21,850	0	0.345x-21,850
227,947- 314,519	0.842x-14,825	45%	0.379x-29,528	0	0.379x-29,528
314,519- 370,944	0.842x-14,825	45% +3	0,404x-38,434	0	0,404x-38,434
370,944- 589,305	0.928x-46,875	45% +3	0.445x-52,856	0	0.445x-52,856

589,305-	0.928x-46,875	45% +4	0.455x-58,325	0	0.455x-58,325
----------	---------------	-----------	---------------	---	---------------

参考文献

- ・ 岩田規久男（2021）『「日本型格差社会」からの脱却』、光文社
- ・ 厚生労働省（2023）『令和 3 年所得再分配調査』
- ・ 小林備平、中田大悟（2016）『社会保険料負担は企業の投資を抑制したのか』、経済産業研究所・デイスカッションペーパー
- ・ 佐藤主光（2022）『所得税、課税ベースの拡大を 税制改正大綱の評価と課題』、日本経済新聞・経済教室（2022 年 12 月 28 日）
- ・ 田中秀明（2023）『「新しい国民皆保険」構想』、慶應義塾大学出版会
- ・ 橘木俊詔（2006）『格差社会』、岩波書店、
- ・ 橘木俊詔（2024）『資本主義の宿命』、講談社
- ・ 内閣府（2002）『個人所得税の課税ベースと税負担について』、内閣府・政策分析レポート
- ・ 森信茂樹（2008）『給付付き税額控除』、中央経済グループパブリッシング
- ・ 八田達夫（1988）『直接税改革』、日本経済新聞社
- ・ 八田達夫（1994）『消費税はやはりいらない』、東洋経済新報社
- ・ 八田達夫（2024）『日本における貧困対策としての社会保障と税』、アジア成長研究所調査報告書
- ・ 原英史（2025a）『「178 万円」めぐる国民民主党案 6 つの問題』、月刊正論 2025 年 3 月号
- ・ 原英史（2025b）『「ゲンゼイ真理教」の教義を検証する』、月刊正論 2025 年 5 月号
- ・ 八代尚宏（2013）『社会保障を立て直す』、日本経済新聞社
- ・ 山崎加津子（2012）『スウェーデンの社会保障制度に学ぶ』、大和総研調査季報 2012 年新春号
- ・ Causa, O., J. Browne and A. Vindics (2018) “Income redistribution across OECD countries, main findings and policy implications”, OECD Economic Policy Paper
- ・ OECD “Average annual wages”, <https://www.oecd.org/en/data/indicators/average-annual-wages.html> (2025 年 5 月閲覧)
- ・ OECD “Global Revenue Statistics Database”, <https://www.oecd.org/en/data/datasets/global-revenue-statistics-database.html> (2025 年 5 月閲覧)
- ・ OECD “Income Distribution Database”, <https://www.oecd.org/en/data/datasets/income-and-wealth-distribution-database.html> (2025 年 5 月閲覧)
- ・ OECD “Pensions at a glance”, (2025 年 5 月閲覧)
- ・ OECD “Taxing Wages 2025”
- ・ Saezu, E. and G. Zucman (2019) “The Triumph of Injustice”, W.W. Norton & Company (邦訳：エマニュエル・サムズ、ガブリエル・ズックマン (2020) 『つくられた格差』 山田美明訳、光文社)